

# 羽島市障害者計画

## 令和6年度～令和11年度

令和6年3月

羽 島 市



# 目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....                        | 1  |
| 1 国の障害者施策の流れ.....                          | 1  |
| 2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ.....           | 4  |
| 3 今回策定する「羽島市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」について..... | 5  |
| 4 S D G s（持続可能な開発目標）の推進.....               | 7  |
| 第2章 羽島市の障がい者の現状.....                       | 8  |
| 1 羽島市の人口.....                              | 8  |
| 2 羽島市の手帳所持者の状況.....                        | 8  |
| 3 身体障がい者の状況.....                           | 9  |
| 4 知的障がい者の状況.....                           | 10 |
| 5 精神障がい者の状況.....                           | 11 |
| 6 難病認定者の状況.....                            | 12 |
| 7 障害福祉サービス.....                            | 13 |
| 8 調査結果からみる障がい者の現状.....                     | 15 |
| 第3章 計画の考え方.....                            | 24 |
| 1 基本理念.....                                | 24 |
| 2 施策目標.....                                | 25 |
| 3 施策の体系.....                               | 30 |
| 第4章 分野別施策.....                             | 31 |
| 1 生活支援、福祉サービスの充実.....                      | 31 |
| 2 自立支援と社会参加の促進.....                        | 42 |
| 3 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上.....             | 53 |
| 4 安全・安心な生活環境の充実.....                       | 56 |
| 5 差別の解消及び福祉の推進.....                        | 61 |

## 第5章 計画推進体制..... 66

- 1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進..... 66
- 2 関係機関等の連携..... 66
- 3 計画の評価・進捗管理..... 67

## 参考資料..... 68

- 1 羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱..... 68
- 2 羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿..... 70

## 1 国の障害者施策の流れ

### (1) 障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和45年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56年）等の国際的な動きを経て、昭和57年に国内では障害者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正され、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合

支援法)」が平成24年に新たに制定されました。

また、令和3年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が改正（改正障害者差別解消法）され、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

国では、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいがある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組みが進められています。

## （２）近年の障がい者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年に施行されました。また、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害者差別解消法」が平成25年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保する障がい者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の

一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある方が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

#### ※障害の表記に関して

「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後文脈から人や人の状況を表す場合は「障がい」としてありますが、ひらがな表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりする恐れがある言葉、具体的には、以下の場合について「障害」と表記しています。

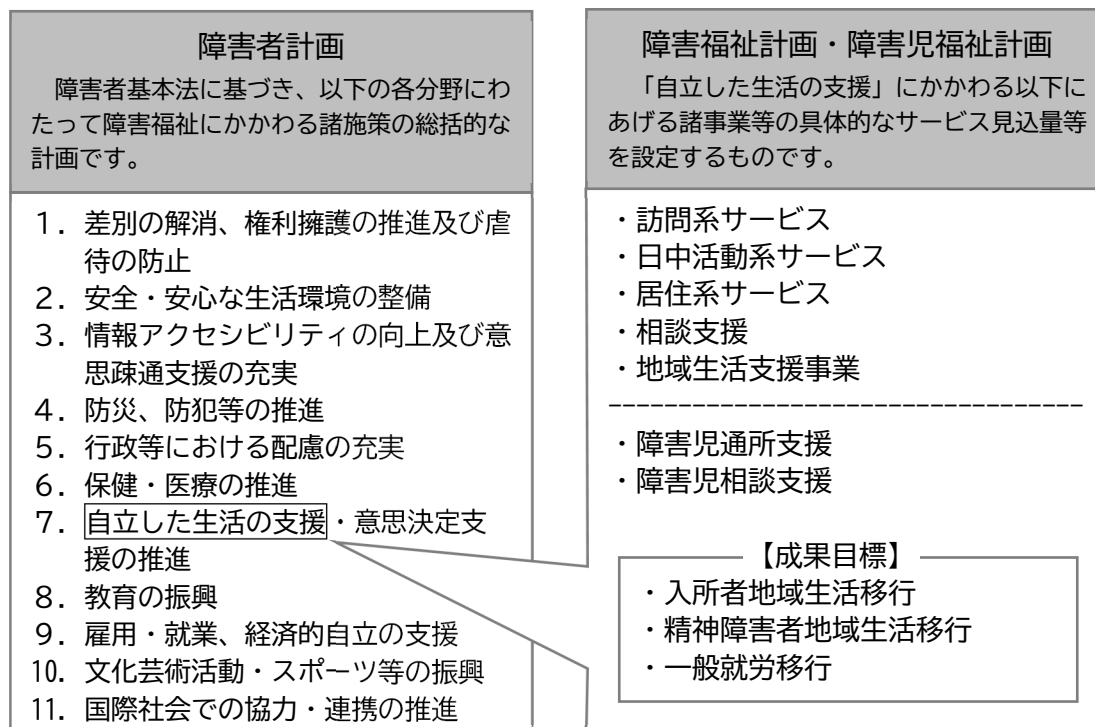
- ①法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知等の名称、法律・条例等で使用されている用語、関係団体の名称、関係機関の名称
- ②人の状態を表すものでない言葉

## 2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

|     | 障害者計画                              | 障害福祉計画                                          | 障害児福祉計画                        |
|-----|------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------|
| 内容  | 障害者施策の基本方針について定める計画                | 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画            | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 |
| 根拠法 | 障害者基本法                             | 障害者総合支援法                                        | 児童福祉法                          |
| 国   | (第5次) 障害者基本計画<br>(令和5年度<br>～令和9年度) | 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針<br>(都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す) |                                |
| 県   | 岐阜県障がい者総合支援プラン（令和6年度～令和8年度）        |                                                 |                                |
| 羽島市 | 羽島市障害者計画                           | 羽島市障害福祉計画<br>(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)             |                                |

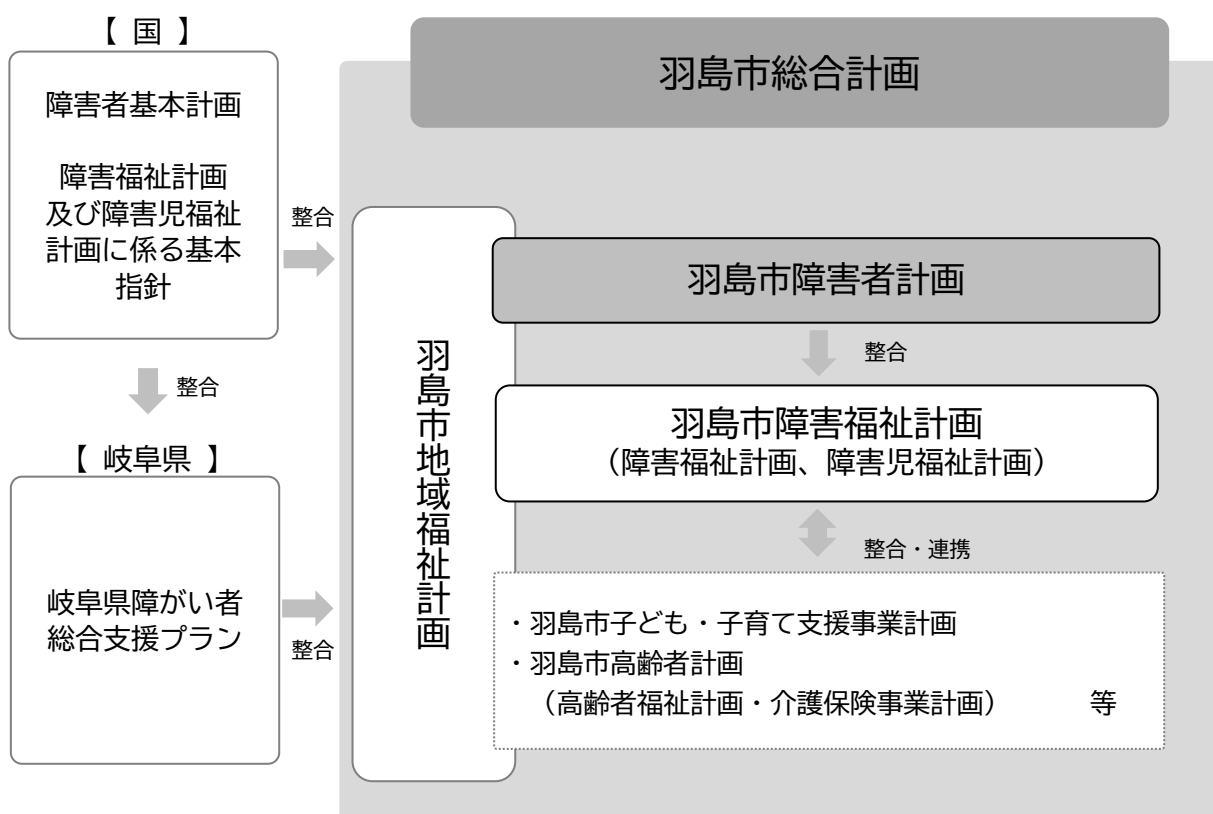
### 【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】





### (3) 他計画との関係

羽島市障害者計画・障害福祉計画は、羽島市のまちづくりの総合的指針である「羽島市総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「羽島市地域福祉計画」及び「羽島市子ども・子育て支援事業計画」、並びに岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、羽島市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



## 4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の目標が定められています。

本計画の推進にあたっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

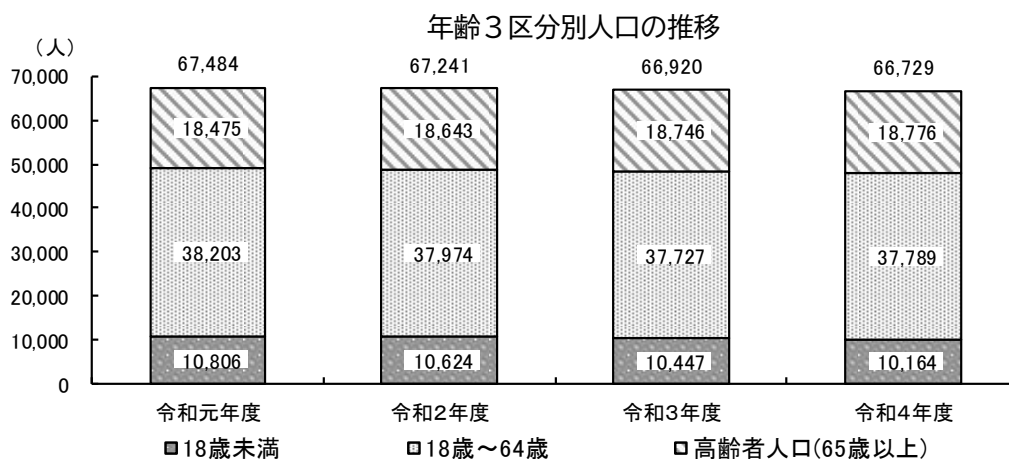
## 第2章

# 羽島市の障がい者の現状

## 1 羽島市の人口

### (1) 年齢3区分別人口の推移

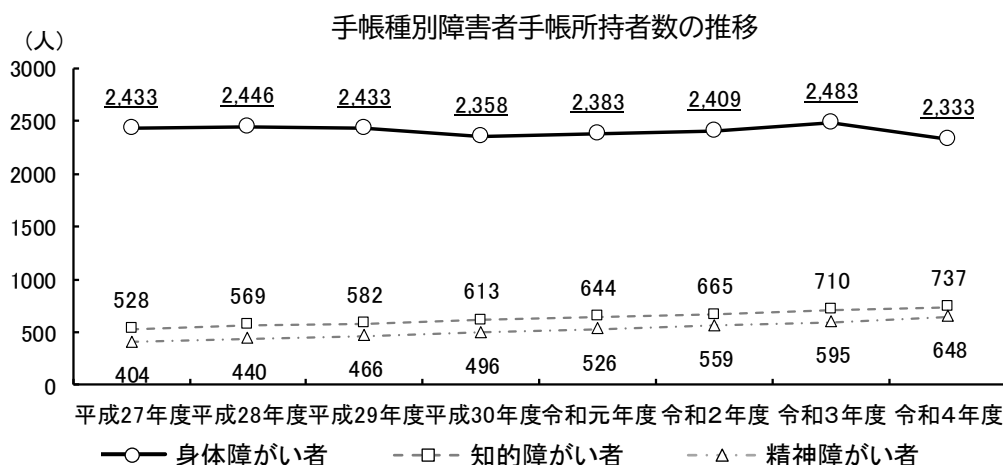
羽島市の総人口は年々減少しており、令和4年度は66,729人となっています。年齢3区分別でみると、「18歳未満」は減少、「65歳以上」は増加を続けています。



## 2 羽島市の手帳所持者の状況

### (1) 手帳種別障害者手帳所持者数の推移

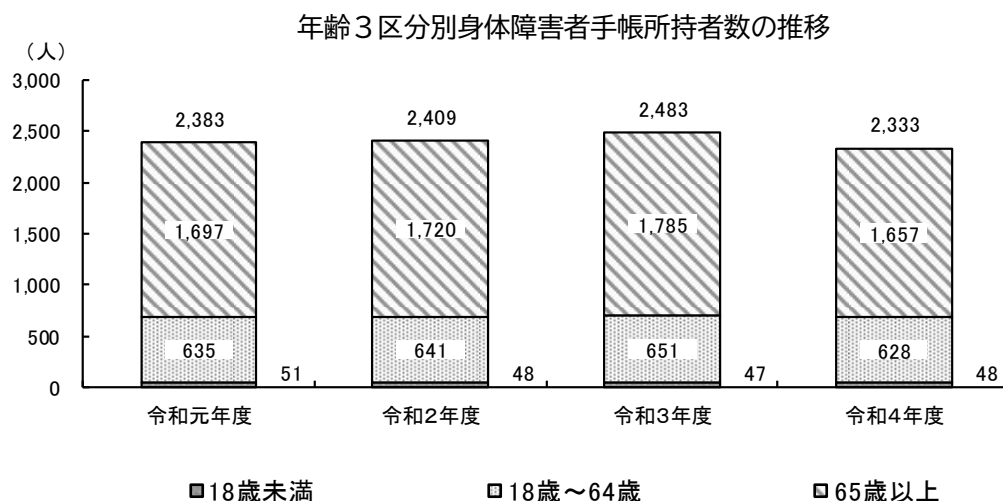
「知的障がい者」と「精神障がい者」は年々増加しており、令和4年度では「知的障がい者」が737人、「精神障がい者」が648人となっています。また、「身体障がい者」は令和4年度では2,333人となっています。



### 3 身体障がい者の状況

#### (1) 年齢3区分別身体障害者手帳所持者数の推移

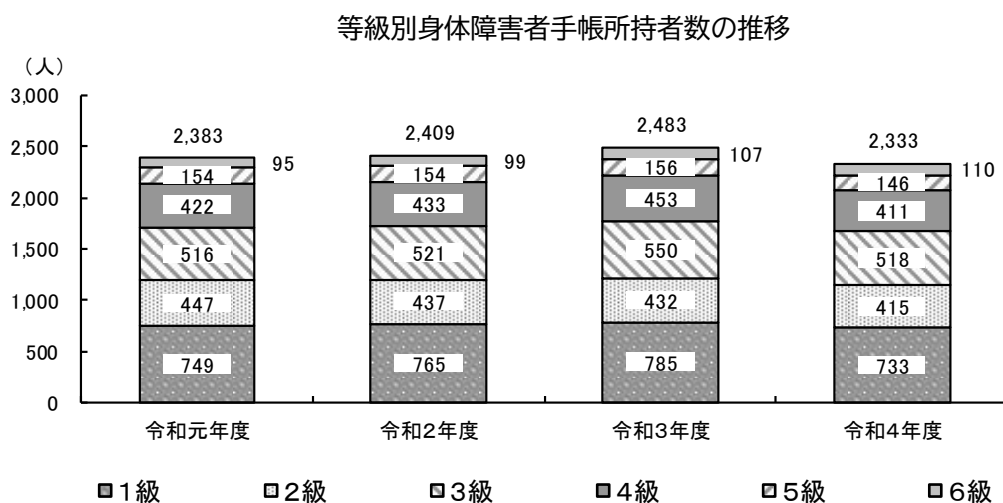
「65歳以上」は、令和元年度から令和3年度にかけて増加していましたが、令和4年度では128人減の1,657人となっています。



資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

#### (2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

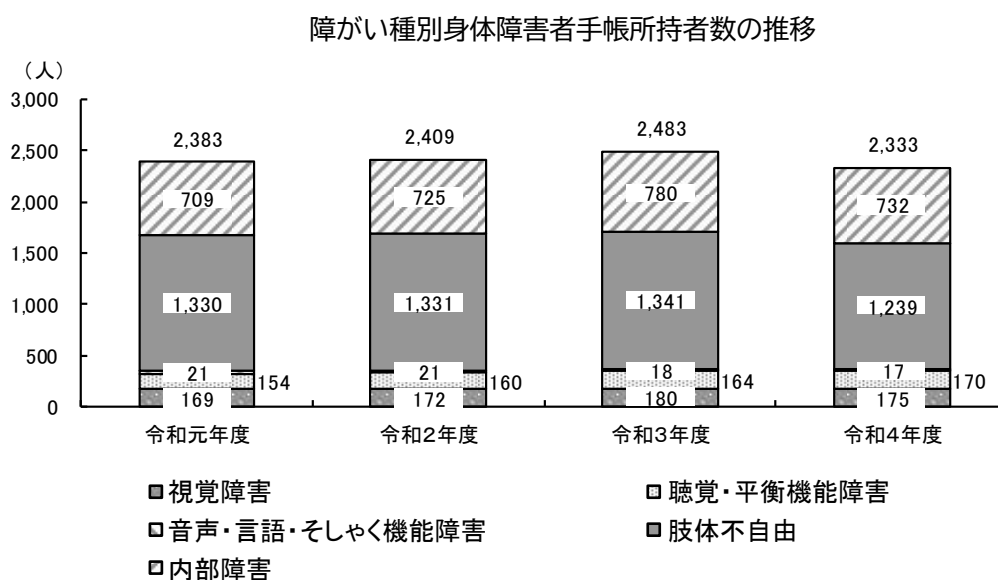
いずれの年度も「1級」が最も多く、次いで「3級」の順となっています。また、令和元年度から令和4年度にかけて、「2級」は32人減、「6級」は15人増となっています。



資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

### (3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

いずれの年度も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」の順となっています。また、令和元年度から令和4年度にかけて、「肢体不自由」は91人減、「内部障がい」は23人増となっています。

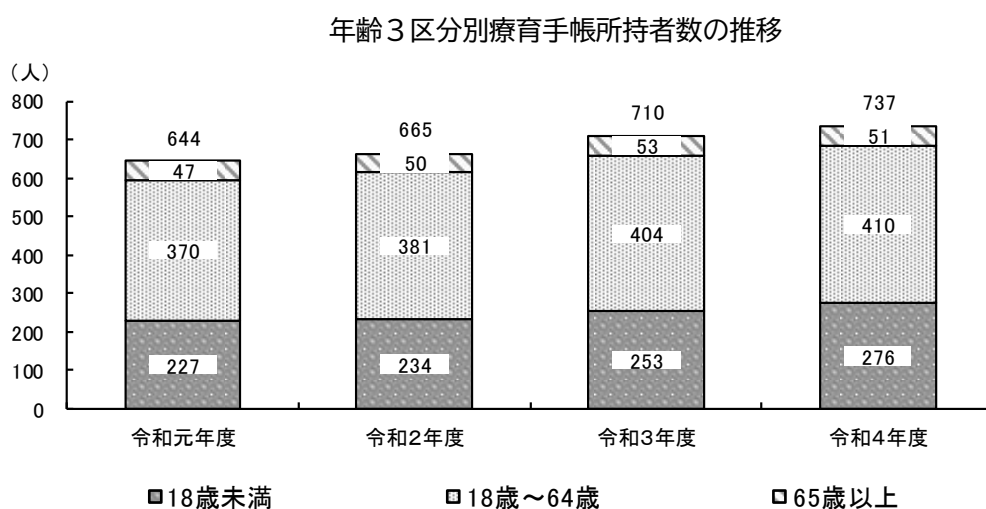


資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

## 4 知的障がい者の状況

### (1) 年齢3区分別療育手帳所持者数の推移

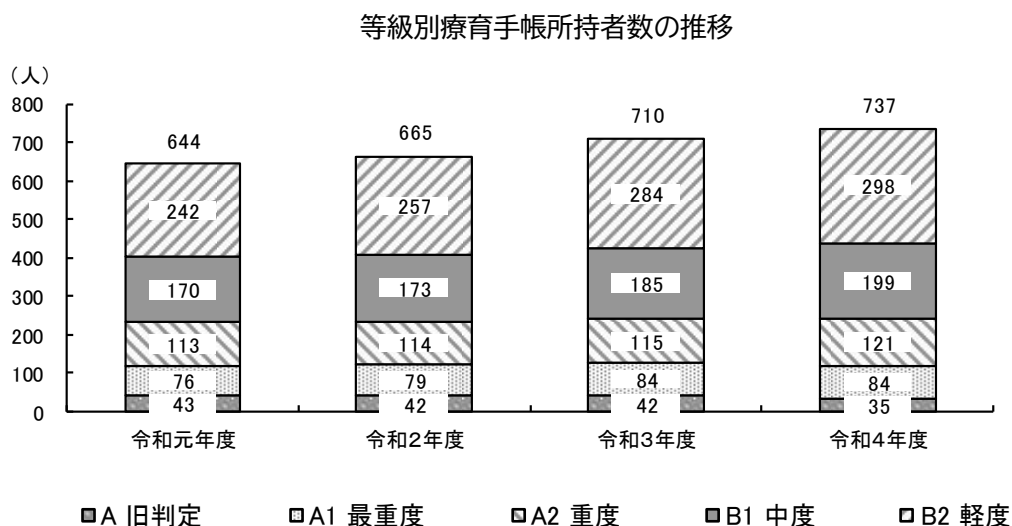
「18～64歳」と「18歳未満」は年々増加を続けており、令和元年度から令和4年度にかけて、「18～64歳」は40人増、「18歳未満」は49人増となっています。



資料：岐阜県知的障害者更生相談所（各年度3月31日時点）

## (2) 等級別療育手帳所持者数の推移

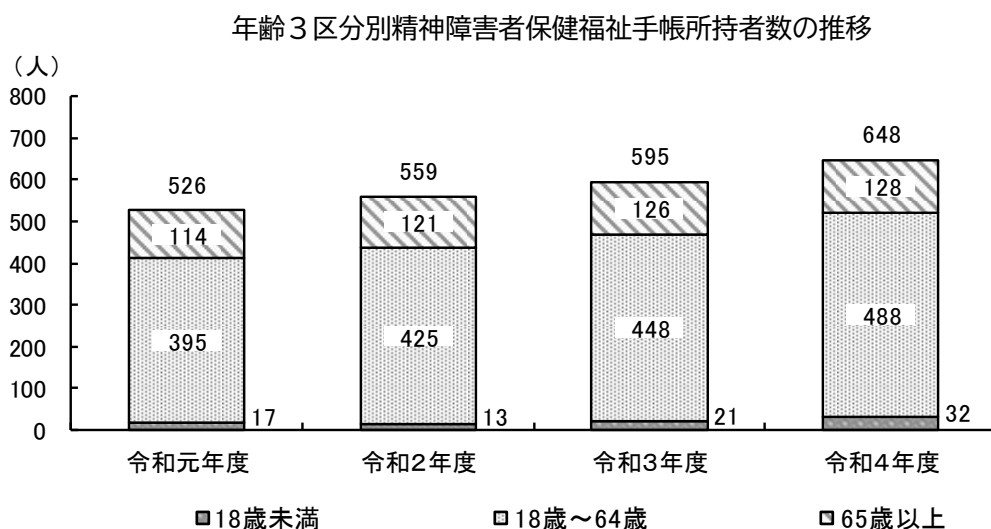
療育手帳所持者数は、年々増加しています。なかでも「B 2 軽度」は、令和元年度から令和4年度にかけて56人増となっています。



## 5 精神障がい者の状況

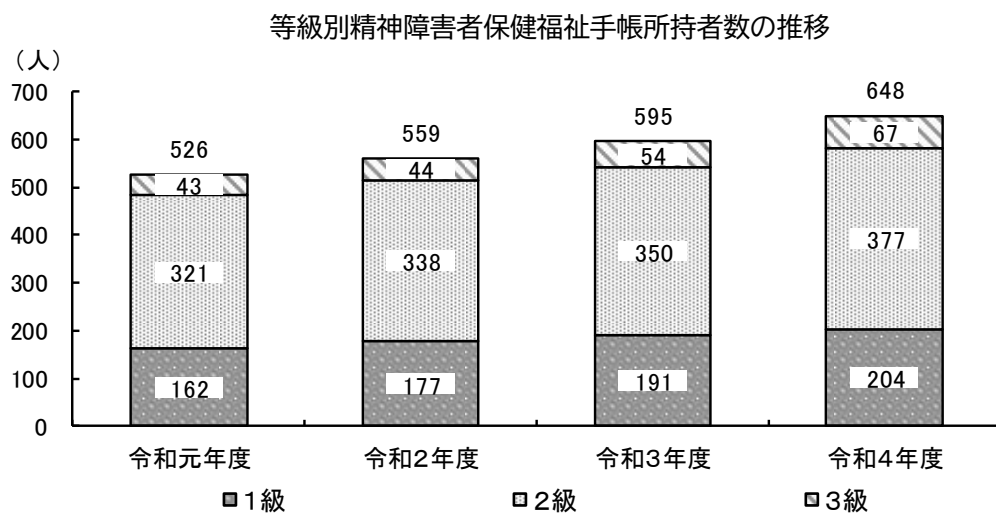
### (1) 年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。なかでも「18～64歳」は、令和元年度から令和4年度にかけて93人増となっています。



## (2) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

いずれの等級も、年々増加しています。なかでも「2級」は、令和元年度から令和4年度にかけて56人増となっています。

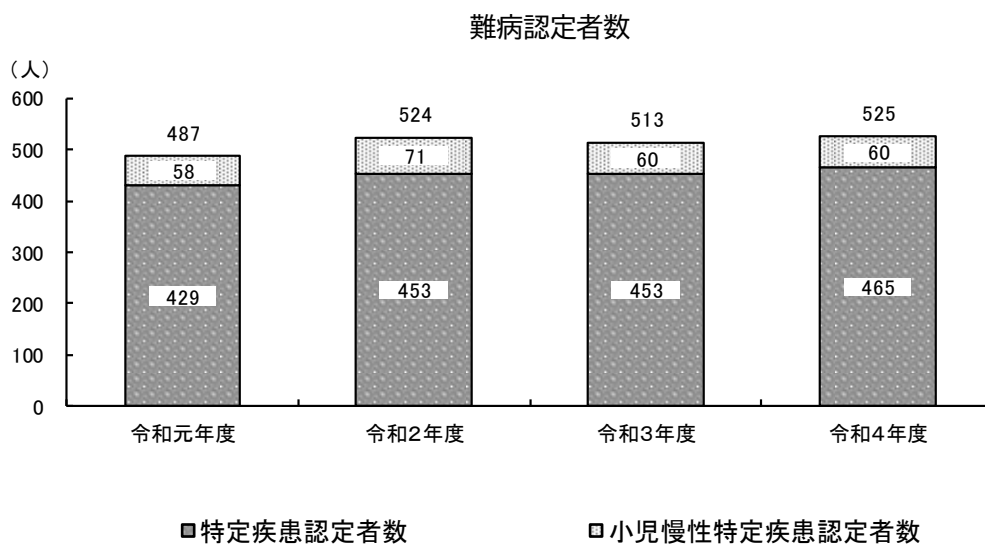


資料：岐阜県保健医療課（各年度3月31日時点）

## 6 難病認定者の状況

### (1) 難病認定者数

難病認定者数は、令和4年度では特定疾患認定者が465人、小児慢性特定疾患認定者数が60人となっています。

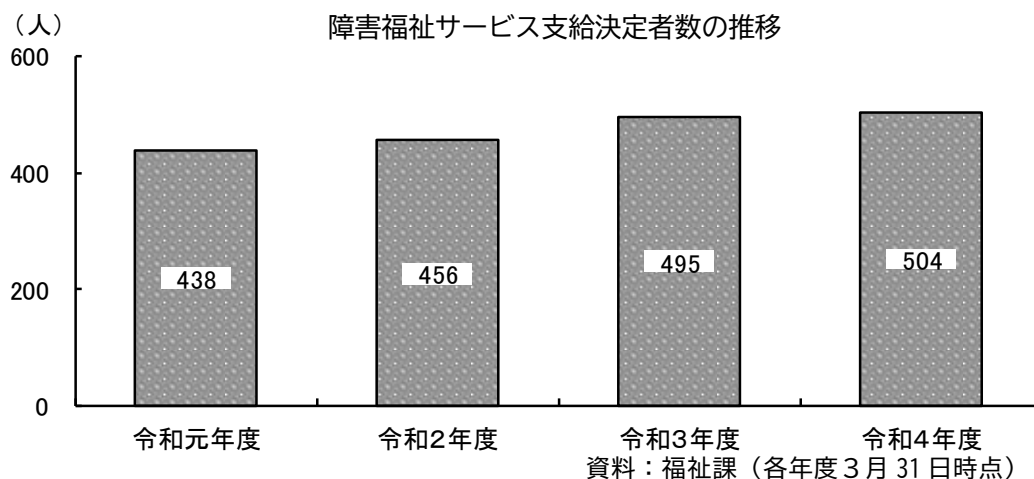


資料：岐阜保健所（各年度3月31日時点）

## Ⅶ 障害福祉サービス

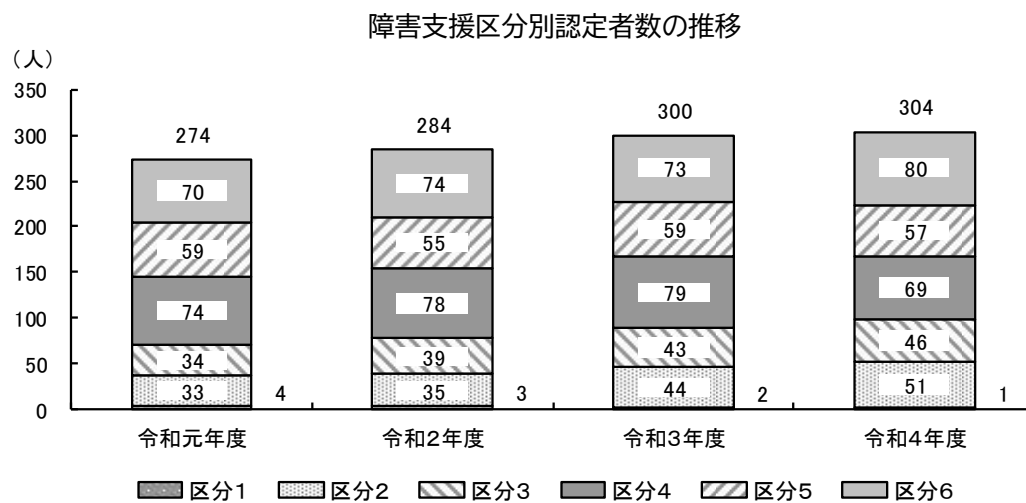
### (1) 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービス支給決定者数は年々増加しており、令和4年度は504人となっています。



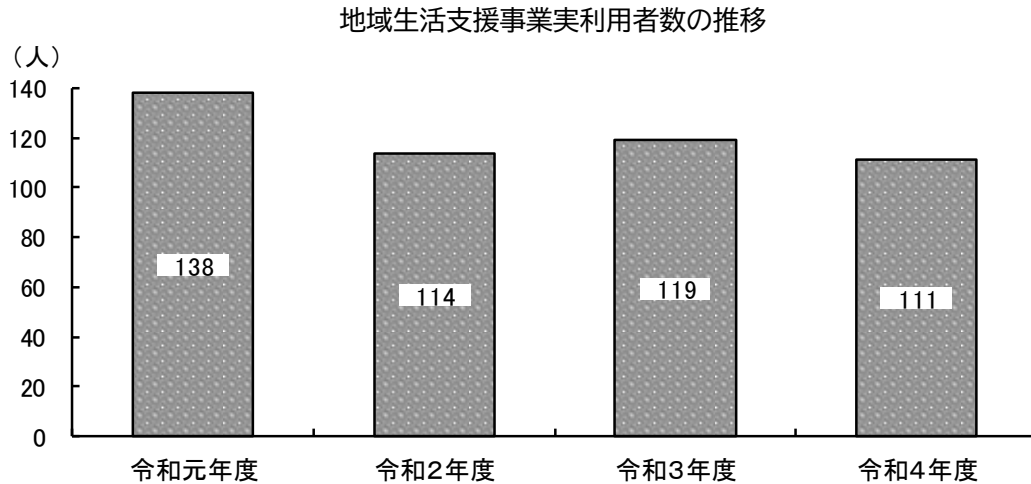
### (2) 障害支援区分別認定者数の推移

障害支援区分の認定者は年々増加しており、令和4年度は304人となっています。障害支援区分別でみると、令和元年度から令和4年度にかけて、「区分2」と「区分3」は増加を続けており、令和4年度は「区分2」が51人、「区分3」が46人となっています。



### (3) 地域生活支援事業実利用者数の推移

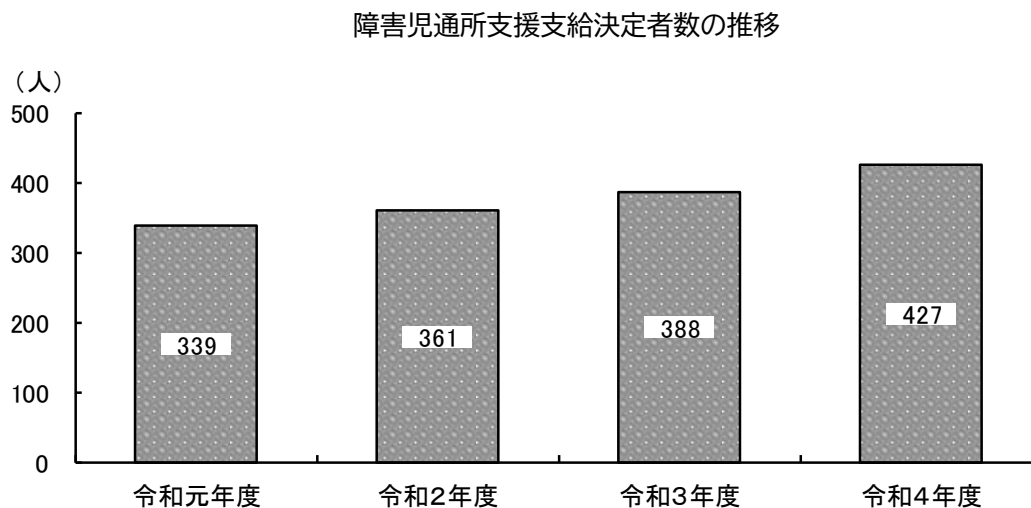
地域生活支援事業(移動支援・訪問入浴・日中一時支援)の実利用者数は増減を繰り返し、令和4年度は111人となっています。



資料：福祉課（各年度3月31日時点）

### (4) 障害児通所支援支給決定者数の推移

障害児通所支援支給決定者数は年々増加しており、令和4年度は427人となっています。



資料：福祉課（各年度3月31日時点）

## 8 調査結果からみる障がい者の現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

羽島市の障がい者等に対して、障がい者の現状、障害福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の見直しのための基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ② 調査対象

障害者手帳をお持ちの方から無作為抽出

#### ③ 調査期間

令和5年1月16日～令和5年1月31日

#### ④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

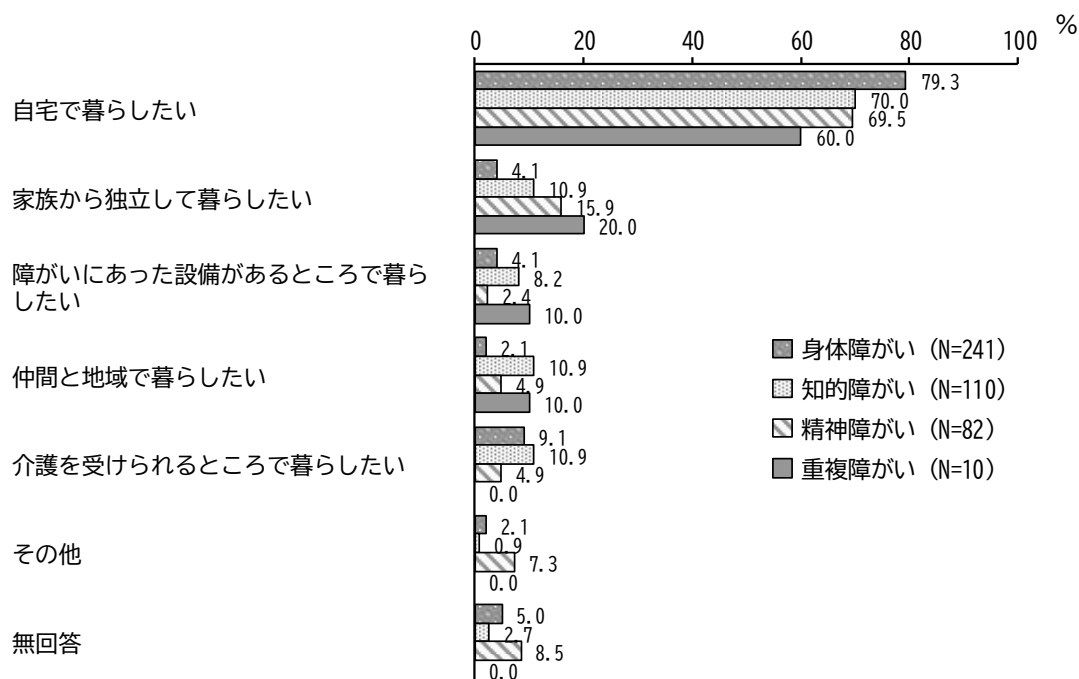
#### ⑤ 回収状況

| 対象          | 配布数    | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------------|--------|-------|-------|
| 障害者手帳をお持ちの方 | 1000 通 | 466 通 | 46.6% |

## (2) 調査の結果

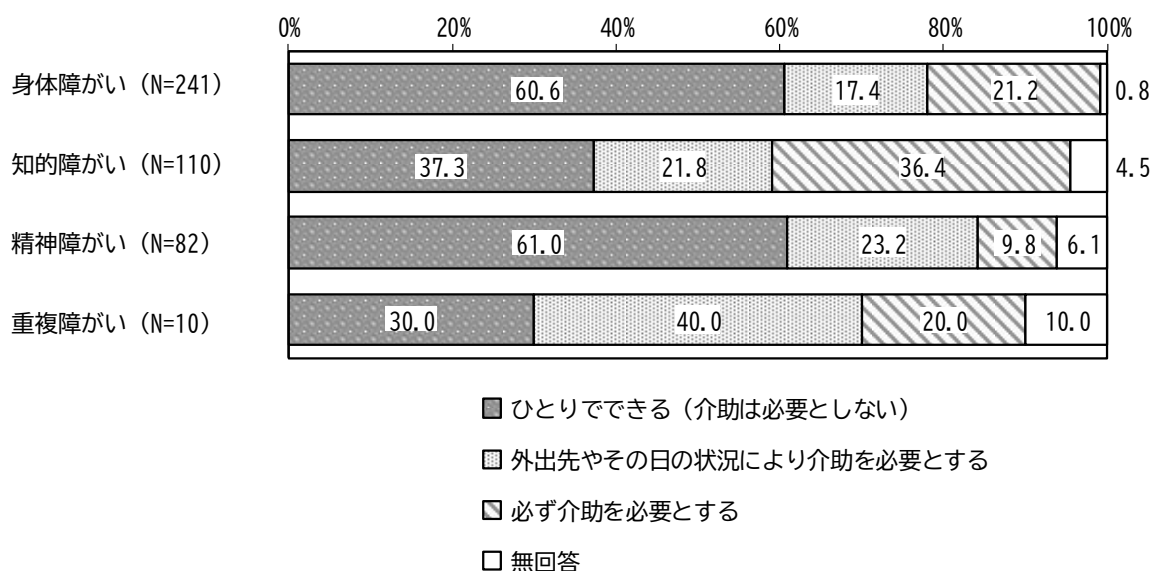
### ① 近い将来（５年以内）の暮らし方

将来暮らしたい場所については、障がいの種別にかかわらず、「自宅で暮らしたい」の割合が最も高く、特に身体障がいの割合が約８割と高くなっています。



### ② 外出時の介助の必要性

外出する際の介助の有無について介助を必要とする障がい者の割合は、重複障がい者が60.0%で最も高く、知的障がい者は58.2%、身体障がい者は38.6%、精神障がい者は33.0%となっています。日常生活において必要な移動支援の充実が求められています。



### ③ 日常生活での困りごと

身体障がいでは、「特に困ったことはない」の割合が最も高く、次いで「経済的に苦しい」、「交通機関の利用が困難」の順となっています。

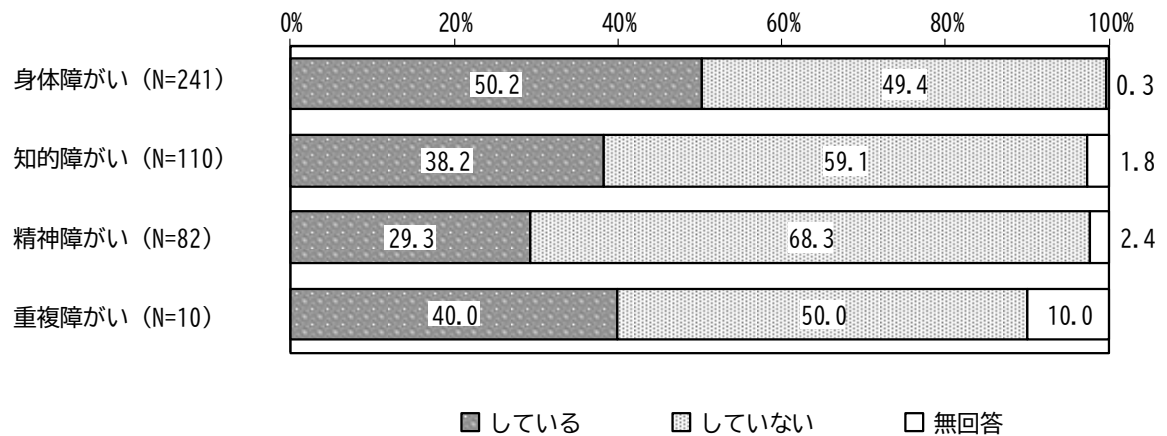
知的障がいでは、「自分が思ったことを相手に伝えられない」の割合が最も高く、次いで「連絡や各種手続き」、「交通機関の利用が困難」の順となっています。

精神障がいでは、「経済的に苦しい」の割合が最も高く、次いで「家事（炊事・掃除・洗濯・買い物など）」、「連絡や各種手続き」の順となっています。



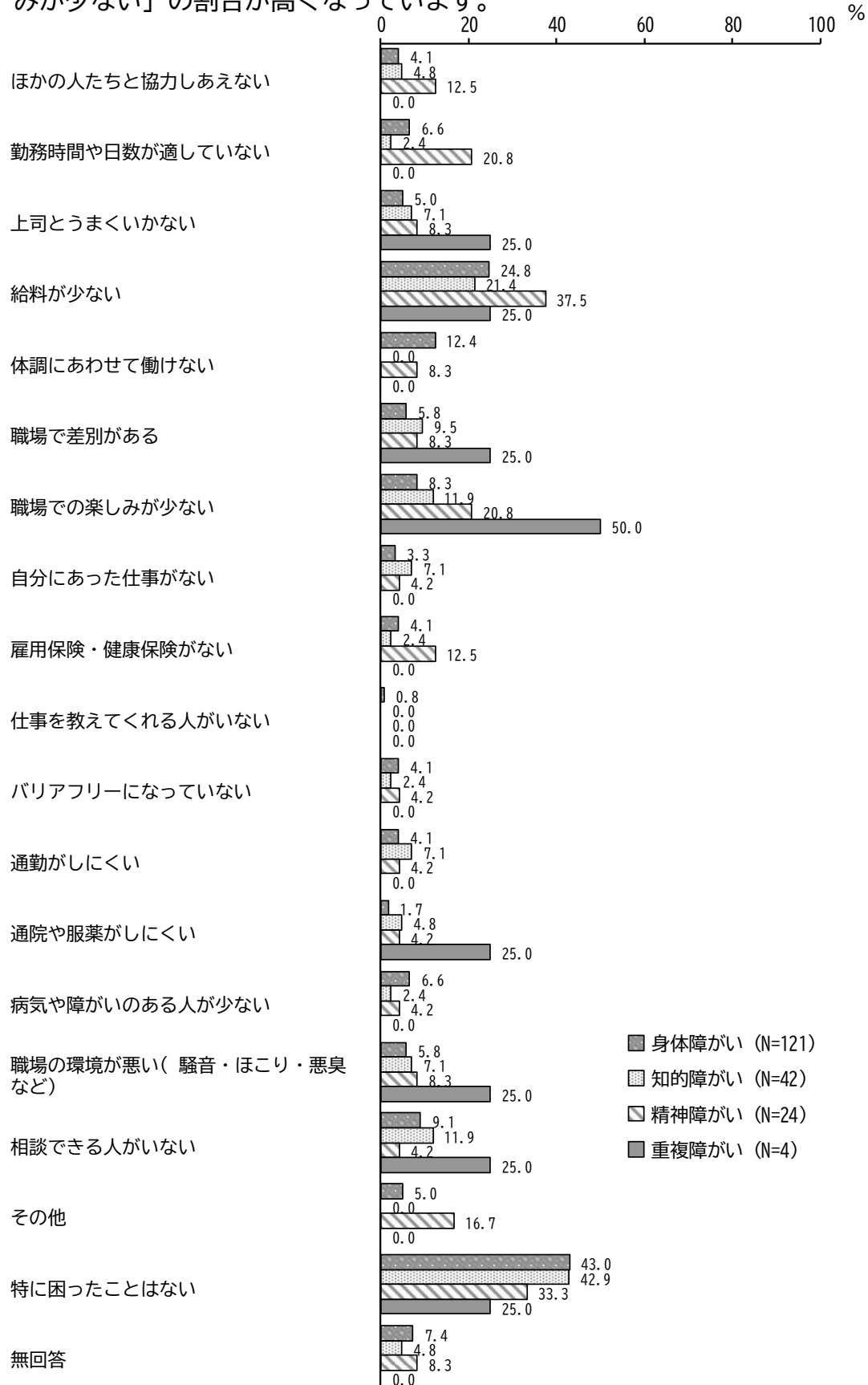
#### ④ 現在の就業状況

現在就業している障がい者は、知的障がいでは38.2%、精神障がいでは29.3%、重複障がいでは40.0%と、身体障がい以外の障がいにおいて5割を下回っています。



## ⑤ 職場での困りごと

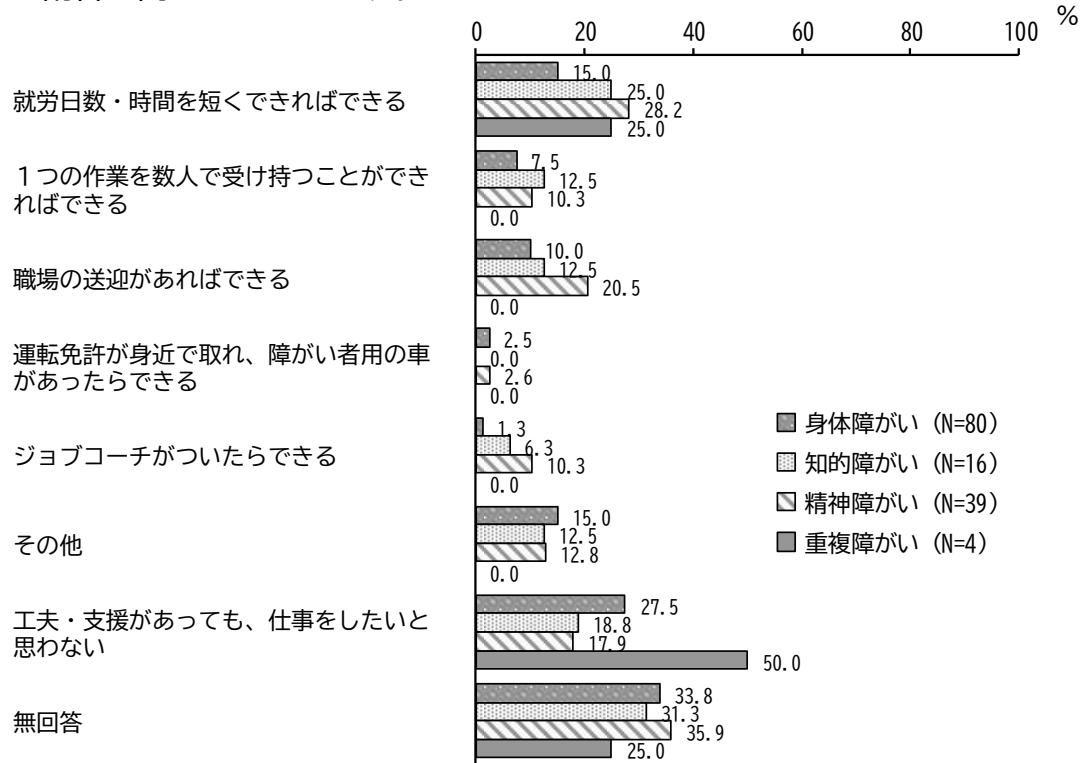
身体障がい、知的障がい、精神障がいで「特に困ったことはない」、「給料が少ない」の2項目の割合が高くなっています。重複障がいでは「職場での楽しみが少ない」の割合が高くなっています。



## ⑥ 仕事をするための工夫

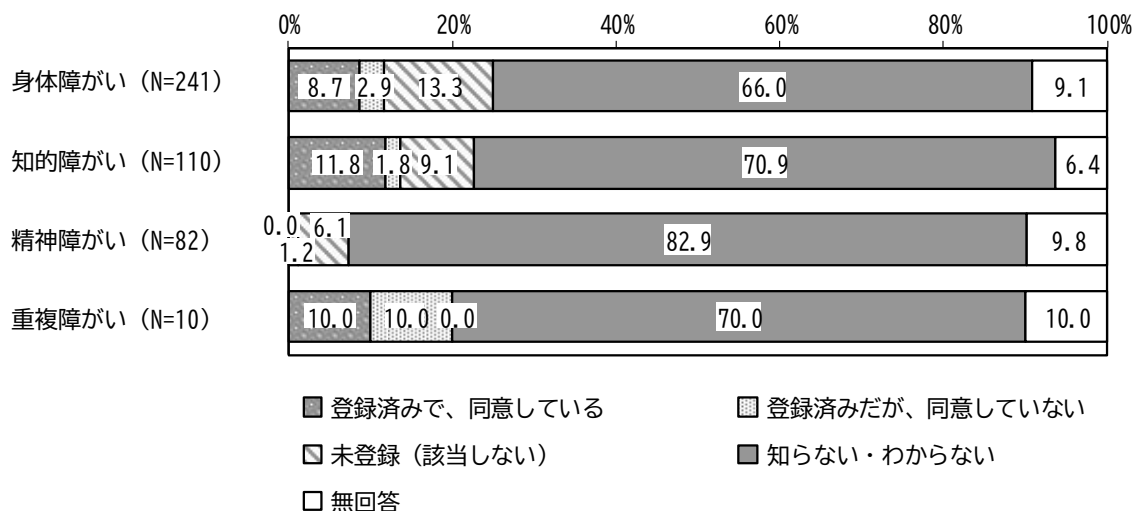
仕事をするためには、知的障がい、精神障がいは「就労日数・時間を短くできればできる」の割合が高くなっており、障がいの状態に応じた就労環境の整備が求められています。

一方、身体障がいでは「工夫・支援があっても、仕事をしたいと思わない」の割合が高くなっています。



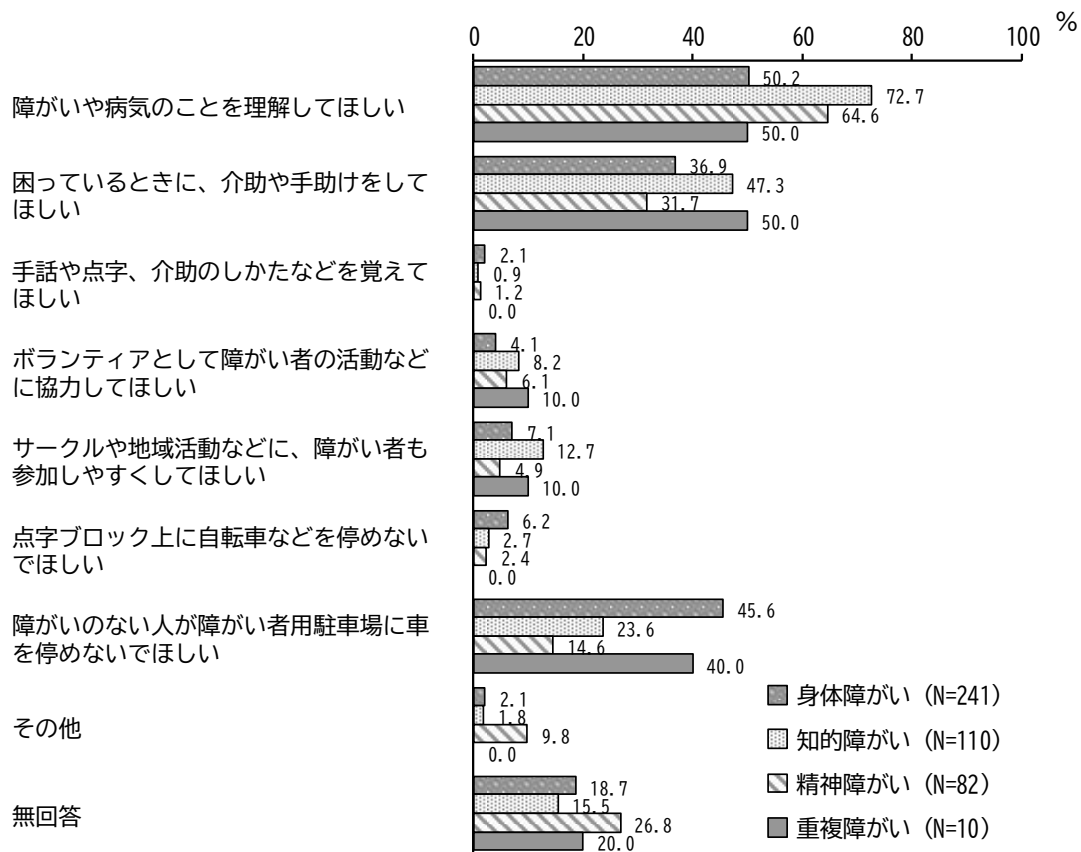
## ⑦ 避難行動要支援者名簿の登録状況と事前提供への同意

避難行動要支援者名簿に「登録済みで、同意している」人の割合は、身体障がい、知的障がい、重複障がいで1割前後にとどまり、精神障がいでは0.0%となっています。一方で「知らない・わからない」人が6割半ば～8割超えと高くなっています。



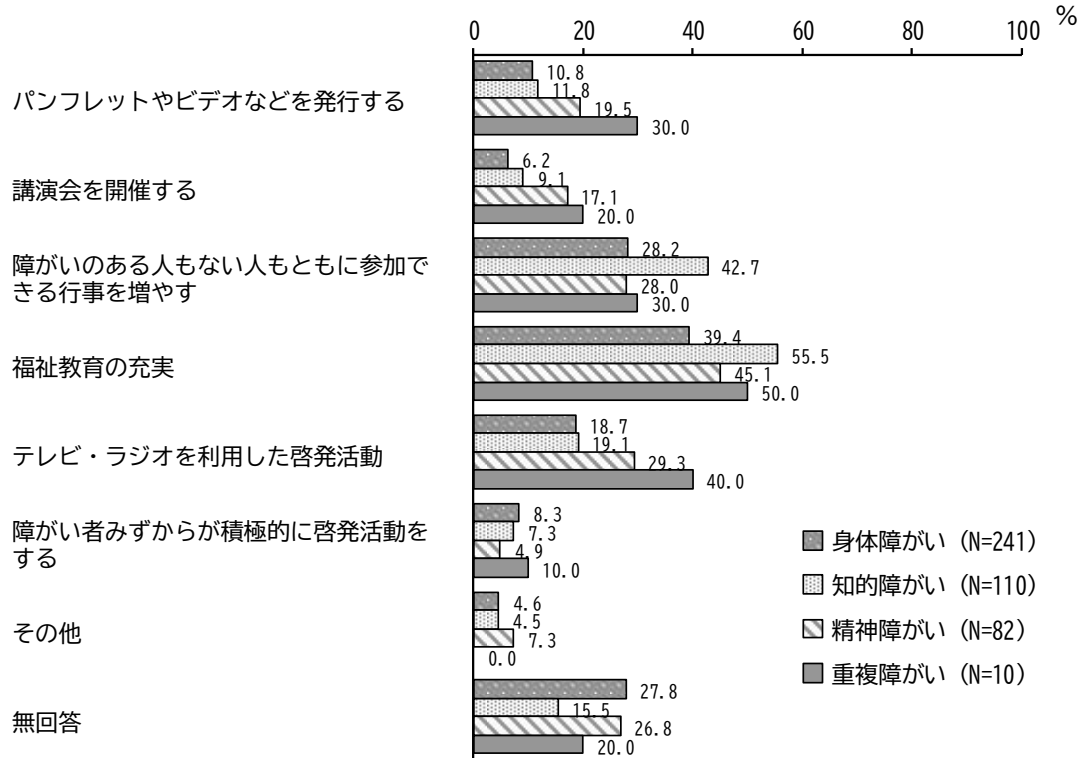
## ⑧ 周囲の人に理解・協力してほしいこと

すべての障がいにおいて「障がいや病気のことを理解してほしい」の割合が最も高くなっています。また、身体障がいでは「障がいのない人が障がい者用駐車場に車を停めないでほしい」、知的障がい、精神障がい、重複障がいでは「困っているときに、介助や手助けをしてほしい」などの割合が高くなっており、障がい者への理解を深めていくことが求められています。



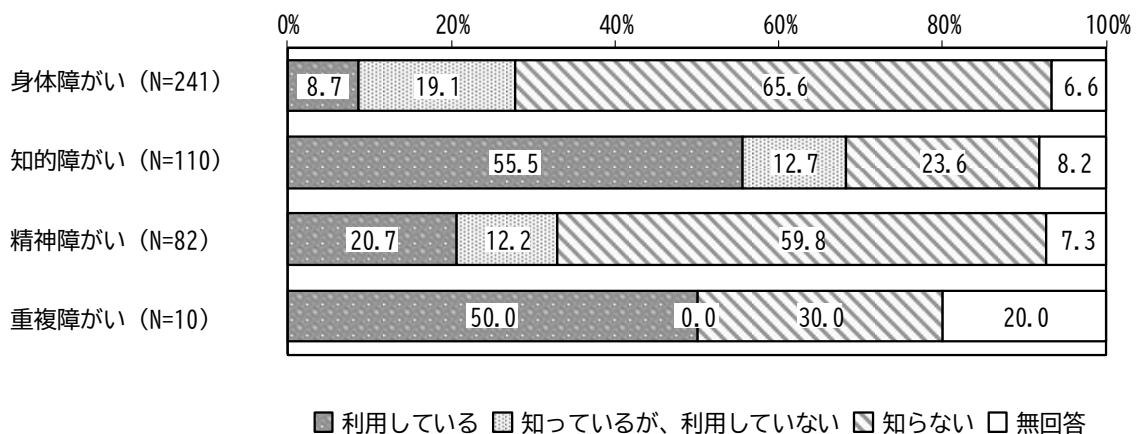
### ⑨ 障がいや病気に対する正しい理解のために必要なこと

障がいや病気に対する正しい理解のためには、「福祉教育の充実」や「障がいのある人もない人もともに参加できる行事を増やす」などが求められています。



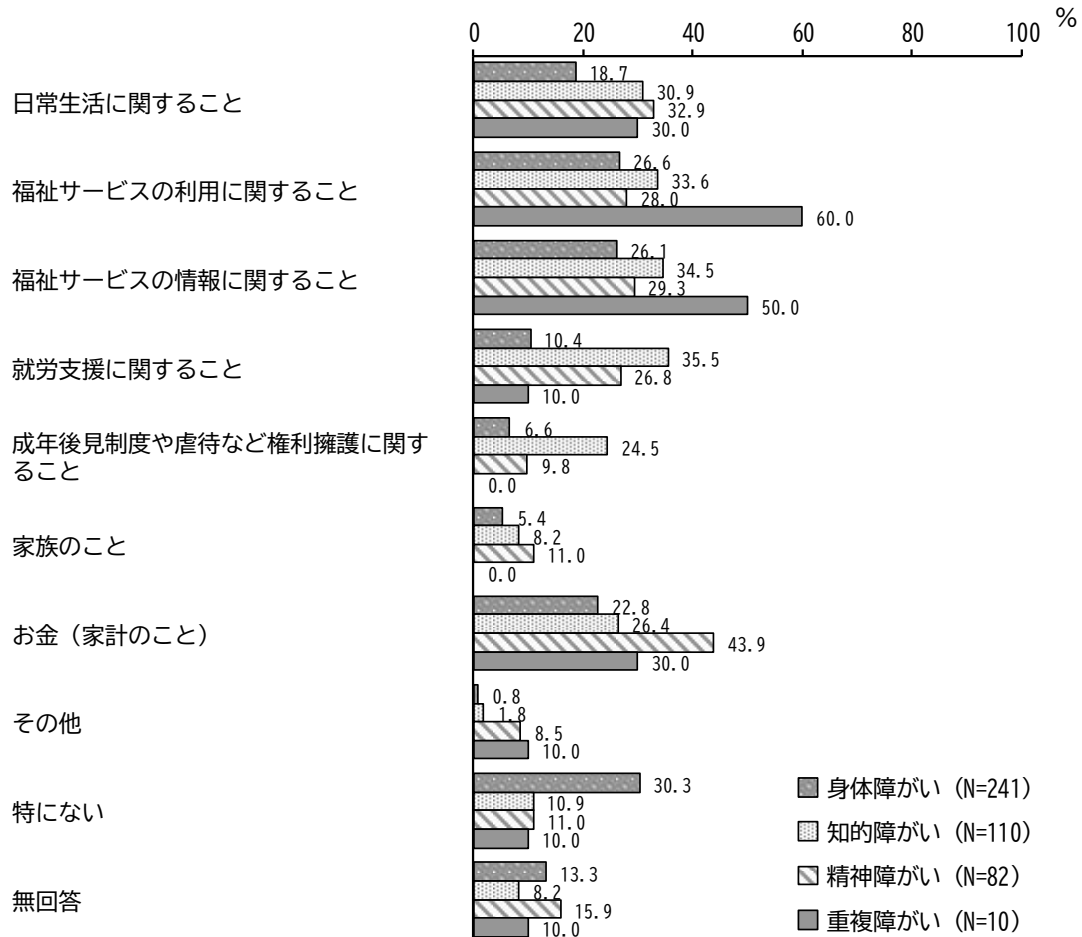
### ⑩ 相談支援事業所の認知

相談支援事業所については、知的障がいでは「利用している」人が5割半ばとなっているものの、精神障がいでは約2割、身体障がいでは1割未満となっています。



## ⑪ 相談したいこと

相談したい内容として、知的障がいでは「就労支援に関すること」、精神障がいでは「お金（家計のこと）」の割合が最も高くなっています。また、すべての障がいにおいて「福祉サービスの情報に関すること」の割合も高くなっています。利用するサービスに対応した相談体制の充実が求められています。



## 1 基本理念

本市では、障がいのある人もない人も、すべての市民が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくために、地域社会を構成する一人ひとりが支え合いながら、共に暮らし、共に働き、共に学び、共に憩える地域社会の実現を目指してきました。

本計画では、羽島市障害者計画の基本理念「だれもが自分らしさを活かし、幸せを実感できる 市民協働型共生社会づくり」のもと、様々な個性を持ったすべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で共に生きる一員として、相互に支え合い、積極的にに関わり合い、助け合い、人格と個性を尊重し合う地域共生社会の推進を基本に置き、だれもが社会のなかで自らの個性を活かすことで、人生に希望や喜びを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

### 【 基 本 理 念 】

**だれもが自分らしさを活かし、幸せを実感できる  
市民協働型共生社会づくり**

## Ⅱ 2 施策目標

### (1) 生活支援、福祉サービスの充実

障がいのある方が住み慣れた地域で、必要な支援を受け自立した生活を続けていくためには、主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられることが必要です。

そのため、保健・医療サービスやニーズに合った福祉サービスの提供、また、包括的な相談支援体制の充実を通じ、障がいのある方やその家族を総合的に支援できる体制づくり、そして発達の遅れのある子どもへの早期段階での支援の強化を進めます。

また、年齢、性別を問わず、障がい者の多様なニーズに対応できるように、情報提供の拡充、関係機関との連携強化、人材の育成等を推進し、総合的な生活支援体制の整備・強化を図るとともに、障がい者一人ひとりの権利擁護に努めます。

#### ① 相談支援体制の充実

障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

個別ニーズに合わせた適切な支援を提供するために、相談機関の周知と支援機関や地域の関係者との連携体制の強化を図り、相談支援体制を充実します。

#### ② 権利擁護施策の推進

障害者虐待防止法等に関する広報・啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や防止に向けて取り組みます。

成年後見制度などの権利擁護施策の利用促進と本人の自己決定を尊重し、個々の能力を活かして生活を送れるよう支援します。

#### ③ 地域で支える自立に向けた生活支援の充実

障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、個別ニーズに合わせた支援を提供するため、福祉サービスの提供体制の確保と充実を図ります。

#### ④ 保健・医療・リハビリテーションサービスの充実

安心して地域で生活できるために、適切な医療サービスを提供する体制の整備が必要です。障がいの重度化・重複化を予防するために、関係機関との連携を強化し、保健・医療の充実を図ります。

疾病等の早期発見及び治療、早期療育を図り、発達段階に応じた支援を提供します。

## (2) 自立支援と社会参加の促進

障がいのある方が、幼いころから地域の中で安心して生活をするように、保健・医療・福祉が連携し、障がいの早期発見・早期療育に努め、障がいの特性等を踏まえた適切な療育指導や個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための体制づくりを進めます。

また、一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、各種関係機関との連携を通じた「切れ目のない支援」により、一般就労や就労先定着に向けた支援を図ります。

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある方が多様なスポーツ、文化芸術活動に積極的に参加し、楽しむことができる環境整備を進めます。

そして、共生社会の基盤づくりに努め、障がいのある方の自立支援と社会参加の推進を図ります。

#### ① 特別支援教育の充実

特別支援教育を強化し、すべての子どもたちが障がいの有無にかかわらず、適切な学習環境で成長し、成功する機会を持つことを目指します。通級指導教室の整備や教員の専門知識向上、地域全体での協力体制を推進し、子どもたちの成長をサポートします。

#### ② 雇用・就労への支援

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業機会の確保を図ります。

一般就労が困難な者に対しては、就労系サービスの利用など総合的な支援を推進します。

### ③ 多様な活動の場の充実

障がいのある方の自立支援を強化し、多様な活動の場を身近な地域で提供します。

### ④ 社会生活力の向上支援

障がいのある方の多様化するニーズに対応するため、各種福祉サービスの充実と周知を図り、質と量の両面でサポートを強化します。地域移行を考慮に入れながら、障がいのある方の自立と社会生活力の向上を支援します。

### ⑤ スポーツ・芸術文化活動・国際交流の推進

障がいへの理解を深め、障がいのある方の生活の質を向上させるために、スポーツ、芸術文化活動、国際交流など幅広い分野での積極的な社会参加を支援するとともに、関連団体や地域組織と連携し、能力や個性に合わせた支援を提供します。

## (3) 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上

だれもが、自由に情報発信や情報へのアクセスができ、意思疎通、意思決定等を可能にするため、障がい特性やライフステージに応じた情報へのアクセシビリティの向上、コミュニケーション（意思疎通）手段の充実を図ります。

### ① コミュニケーション等サービスの充実

障がいのある方のコミュニケーション支援のニーズに応えるために、視覚・聴覚障がいを含む多様な特性や状況に合わせたコミュニケーション手段を提供するとともに、手話通訳者・要約筆記者の確保や情報通信機器を有効活用した支援を拡充します。

### ② IT活用による情報のバリアフリー

障がいのある方が情報にアクセスできるよう、IT技術を活用して情報のバリアフリー化を推進します。情報通信機器の適切な活用やアクセシビリティの向上を通じて、情報へのアクセスを容易にし、社会参加への障壁を除きます。

## (4) 安全・安心な生活環境の充実

障がい者を含むすべての人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある方に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

また、防犯知識の普及啓発によって市民の防犯意識の向上を支援するとともに、地域住民や関係機関との連携により、防犯活動の促進を図ります。

そして、地域の中で快適な生活を送ることができるよう住環境の整備、交通、公共施設などのバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を進めていきます。

### ① バリアフリー化の推進

障がいのある方を含むすべての人が安心して生活できるよう、既存施設のバリアフリー化や生活道路・歩道の整備を行い、生活環境を改善します。

### ② 多様な住まいの整備

障がいのある方が望む住まい方を基本とし、地域で自立した社会生活が継続できるよう環境を整備します。

### ③ 防犯・防災対策の整備

災害時における障がいのある方への適切な支援を確保するため、共助による災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援の推進を図ります。

障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組みを推進します。

## (5) 差別の解消及び福祉の推進

障がいのある人とない人が共に理解し、支え合い、市民が共に同じ地域に暮らすことができる共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育を通して障がいに対する理解を促進し、交流活動を推進していくとともに、これらの活動を通じて、障がいを理由とする差別の解消に努め、心のバリアフリーを実現します。

また、福祉人材の養成と確保を強化し、障害福祉サービスの質の向上に努め、地域福祉を推進します。さらに、調査研究を通じて施策の効果を確認し、効果的な支援体制を構築します。

### ① 差別の解消の促進

障がいのある人とない人の相互の理解を深め、差別の解消に向けた具体的な取り組みが必要です。これには、講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流などが含まれます。心のバリアフリーを実現し、すべての人の人権を尊重する地域社会を目指します。

### ② 福祉人材の養成、確保

障害福祉サービスの質を向上させるために、職員研修や専門職の育成が必要です。また、介護・福祉人材を確保するために、幅広い年代が福祉の仕事に関心を持つための取り組みが必要です。障がいに対する理解を促進し、魅力ある福祉の仕事への関心を高めます。

### ③ 地域福祉の推進

地域共生社会の実現を目指し、地域社会での協力と連帯を促進し、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めます。

### ④ 調査研究の推進

障がい者の実態調査や市民の福祉ニーズの把握を通じて、障害者施策の評価と改善を行い、障がい者支援を推進します。

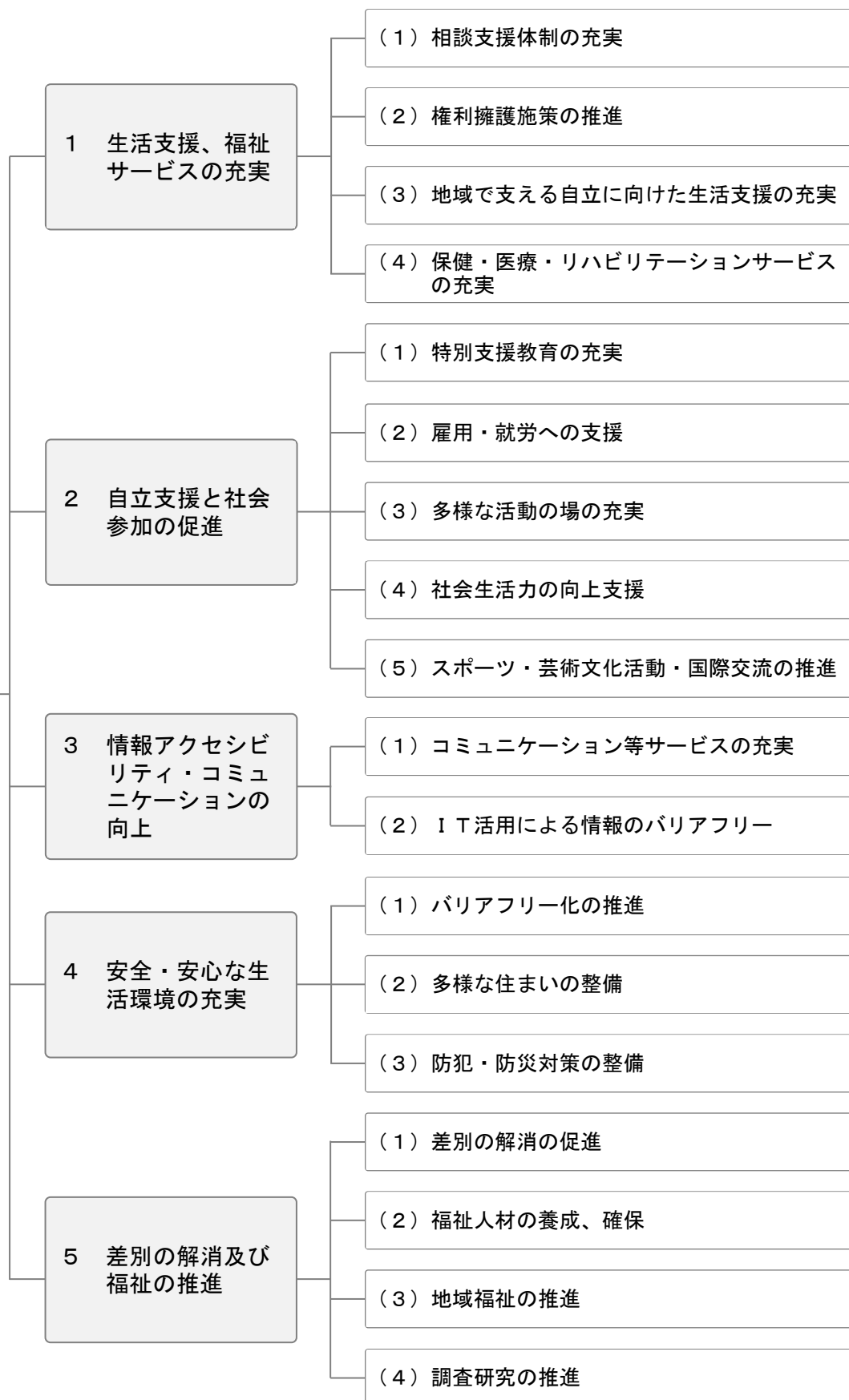
# 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 施策目標 ]

[ 施策の方向性 ]

だれもが自分らしさを活かし、幸せを実感できる  
市民協働型共生社会づくり



## 1 生活支援、福祉サービスの充実

### (1) 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとする  
とき、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

本市では、令和3年3月に基幹相談支援センターを整備し、相談支援体制の  
充実を図っています。

アンケート調査によると、相談支援事業所の認知について、「知らない」が身  
体障がい6割半ば、精神障がい約6割、「利用している」が知的障がい5  
割半ば、重複障がい5割となっています。

相談したいと思うことについては、身体障がい「特になし」が30.3%、知  
的障がい「就労支援に関すること」が35.5%、精神障がい「お金（家計の  
こと）」が43.9%、重複障がい「福祉サービスの利用に関すること」が60.0%  
とそれぞれ高くなっています。

また、相談支援事業の満足度について、「不満がある」が12.3%となっており、  
不満を感じた点については、「困っていることが解消されない」が61.5%と最も  
高く、次いで「相談員の相談技術」が53.8%、「親身になって聞いてくれない」、  
「場所が遠く不便である」が30.8%となっています。

今後どのような障害福祉施策を充実すべきかについて、「相談体制の充実」が  
精神障がい32.9%と高くなっています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、羽島市が取り組むべ  
き障害者施策については、ひきこもり等孤立した障がい者が多く存在している  
ため、重層的支援体制整備の充実を求める意見がありました。

そのため、個々の障がいのある方のニーズや実態に応じて適切な支援が行え  
るよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相  
談体制を充実していくことが必要です。

## 主な取り組み

| 相談支援体制の整備                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が自分に合った適切な事業所を選択できるように、きめ細かい情報の提供を行います。</li> <li>・障害者総合支援法による、地域に根ざした相談支援事業の展開を図っていきます。</li> <li>・ケアマネジメントの手法を取り入れながら、関係機関との連携を密にし、総合的な相談支援体制を推進していきます。</li> <li>・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹型相談支援センターの充実を図ります。</li> </ul> | 福祉課                                  |
| 重層的な支援体制の強化                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局や市社会福祉協議会など関係機関が連携し、複雑化・多様化する地域の課題を共有し協働体制を持ちながら重層的な支援体制による地域づくりを推進していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                       | 福祉課<br>子育て・健康課<br>高齢福祉課<br>市社会福祉協議会等 |

## (2) 権利擁護施策の推進

### 現状と課題

障がいのある方が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければなりません。

本市では、成年後見制度の利用促進を図るため、令和4年1月に羽島市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、同年3月には市成年後見支援センターを設置して、成年後見制度に関する相談、利用支援を行うとともに、制度に関する情報発信や講演会を開催しています。

アンケート調査によると、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、「ある」が身体障がい36.9%、知的障がい50.0%、精神障がい47.6%、重複障がい40.0%となっています。

なぜ、差別や嫌な思いと感じたかについて、「じろじろと見られた」が38.5%と最も高く、次いで「自分だけが違う対応をされた」が34.4%、「暴言、嫌味を言われた、暴力を受けた」が33.9%となっています。

また、障がいや病気に対する正しい理解のために必要なことについて、「福祉教育の充実」が4割を超えて最も高くなっています。

障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現と、障がい者の権利の擁護に向けて、障がいに対する理解促進や福祉教育の充実を図っていくことが必要です。

## 主な取組み

| 虐待防止と権利・利益の保護                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の利用支援や、被虐待者の保護など、権利擁護に向けた取組みを行います。</li> <li>・ 市成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談、利用支援を行います。</li> <li>・ 後見人等を必要とする者の増加に伴い、担い手の確保・育成等が必要となるため、専門職や親族だけでなく、一般市民を含めた後見人の体制整備を検討します。</li> <li>・ 弁護士、司法書士、社会福祉士及び高齢者や障がい者の相談支援に関わる職員など、専門的な立場の方から意見を伺い、成年後見制度の利用を促進するための取組みを実施します。</li> <li>・ 効果的な制度周知に努め、制度利用が望ましい方を適切に制度利用につなげるため、関係機関と連携し利用促進を図ります。</li> </ul> | 福祉課<br>高齢福祉課<br>市社会福祉協議会等 |

### (3) 地域で支える自立に向けた生活支援の充実

#### 現状と課題

障がいのある方が望む地域生活を継続していくために、サービス等利用計画の定期的な見直しを行い、ライフステージで必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。

本市では、各種相談窓口やホームページ等を通じて、福祉サービスの周知を図るとともに、療育が必要な園児については、羽島市発達支援センターと連携を図り、適切な療育支援を受けることができるよう努めていますが、障害福祉サービスを知らない障がい者や保護者もあり、情報の周知方法が課題となっています。

アンケート調査によると、福祉に関する情報を何から知るかについて、身体障がい「市の広報」が21.6%、知的障がい「福祉サービス事業者」が28.2%、精神障がい「病院や福祉施設」が37.8%と高くなっています。

今後どのような障害福祉施策を充実すべきかについて、「障がいや難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が身体障がい23.2%と高くなっています。

「サポートファイル」の認知、利用について、「知らない」が6割と最も高く、次いで「知っているが、利用していない」が2割を超えています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、障がいの重度化・多様化が進んでおり、それぞれの障がいに応じた個別の対応に課題を感じているという意見がありました。

そのため、福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある方の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、サービスの充実が求められています。

## 主な取り組み

| 介護給付サービスの充実                                                                                                                                                                                                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者及び療育手帳所持者は増加しているため、事業者との連携を図りながら、今後とも介護給付サービスの供給体制の充実及び確保並びに障がい者等に対する周知に努めます。</li> <li>・日常生活に支援が必要な障がい者が、自宅や施設において安心して生活ができるよう、サービスの提供体制を確保します。</li> <li>・共生型サービス事業所の確保と利用に向けた支援を行います。</li> </ul> | 福祉課 |
| 訓練等給付サービスの充実                                                                                                                                                                                                                                            |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会において自立した生活ができるよう、必要な訓練や福祉的就労、一般就労に向けた支援が受けられるよう、特別支援学校や相談支援事業所、就労系サービス事業所と協力し、サービス及び情報提供を行っていきます。</li> </ul>                                                                                                | 福祉課 |
| 地域生活支援事業                                                                                                                                                                                                                                                |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者個々のニーズ及び地域の実情に沿ったよりきめ細やかなサービスの提供を図っていきます。</li> <li>・各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。</li> </ul>                                                                                                                | 福祉課 |
| 自立活動の支援                                                                                                                                                                                                                                                 |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院やサービス事業所と連携し、デイケア、生活訓練等、自立した地域生活への支援を積極的に行います。</li> <li>・精神障がい者が地域で暮らすことを支える福祉サービス情報の提供に努め、精神障がい者が障がいを受け容れ、福祉サービスを利用しながら自立した生活ができるよう、関係機関等と連携しながら支援します。</li> </ul>                                            | 福祉課 |
| 入所施設における地域生活支援機能の充実                                                                                                                                                                                                                                     |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するために、グループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                         | 福祉課 |

| 療育の充実等、障がい児に対する支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診の受診率向上に向け、今後も周知や受診勧奨に努めます。</li> <li>・乳幼児健診後に支援が必要な児童の状況を把握し、療育機関に繋ぐなど切れ目ない支援を行います。</li> <li>・関係機関での連携を図り、療育が必要な児童を早期発見し早期の療育へつなげる体制の整備に努めます。</li> <li>・サポートファイルの周知を行い、活用の推進を図ります。</li> <li>・幼稚園での支援の充実や関係療育機関との接続、連携など、その子にあった支援の充実を目指します。</li> <li>・療育が必要な児童に対し、障害児通所支援等、必要なサービスを支給し、障がい児等の発達、発育を目指します。</li> </ul> | 子育て・健康課<br>学校教育課<br>西部幼稚園<br>福祉課     |
| 各種手当の支給                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳の新規取得者・更新者などへの窓口での案内、及び広報紙や市ホームページを通じて周知徹底を図ります。</li> <li>・障がい者のための年金制度、税控除・免除制度、公共料金の割引制度等について、制度の周知に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 | 福祉課                                  |
| セーフティネットの整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の適正な決定、運用を行ないセーフティネットとしての機能を果たします。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度を含め、生活に不自由を感じている方が自立した生活ができるよう支援を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | 福祉課                                  |
| 家族に対する総合的な支援（ケアラーに対する支援）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方の家族支援について、関係機関と連携を図り相談に応じ、サービスの情報提供を行うなど必要な支援につなぎます。</li> <li>・家事や家族の世話を行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な家族支援を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        | 福祉課<br>高齢福祉課<br>子育て・健康課<br>市社会福祉協議会等 |

## （４）保健・医療・リハビリテーションサービスの充実

### 現状と課題

障がいを経減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

本市では、乳児、１歳６か月児、３歳児健康診査等、発達段階に応じた乳幼児健康診査を実施しており、乳幼児の正常な発育・発達を支援しています。また、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見・早期治療、健康管理を目的にがん検診、健康増進法による健康診査、肝炎ウイルス検査、緑内障検診、骨粗しょう症検診、歯科健診を実施しています。

アンケート調査によると、これまでに発達障がい（自閉症スペクトラムやアスペルガー症候群など）として診断されたことがある人が約２割います。

医療的ケア児に関して、どのような支援の充実が必要だと思うかについて、「家族への支援」「医療従事者の確保・育成」「ヘルパーの確保・育成」などの意見が上位に挙がっており、医療従事者等の人材確保が求められています。

今後、特にどのような障害福祉施策を充実すべきであるかについて、「障がいや難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が20.8%、「保健・福祉・医療・教育の連携」が12.9%となっています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、関係機関との連携について、高齢分野、医療分野、保育・教育分野、行政などの関係機関との連携体制の構築を求める意見がありました。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

また、障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

## 主な取り組み

| 障がいの早期発見・早期医療の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診の受診率向上に向け、受診勧奨に努めます。</li> <li>・乳幼児期に2回健診を実施することで、疾病等の早期発見や乳幼児の健康保持及び増進を図ること等さらなる充実を図ります。</li> <li>・保健師が、母子健康手帳交付時に相談を行うことで、特にハイリスク妊産婦に対し、早期からの支援に努めます。</li> <li>・乳幼児健診後に支援が必要な児に対して、状況を把握し療育機関に繋ぐなど、切れ目ない支援を行います。</li> <li>・関係部局、関係機関との情報共有、連携に努め、早期の発見や適正な医療に繋がるよう情報提供に努めます。</li> </ul> | 子育て・健幸課<br>福祉課                   |
| 療育の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の継続性を確保し、移行期の支援の充実を図ります。</li> <li>・支援の継続性と移行期の支援の充実のために、園庭開放を行います。</li> <li>・療育が必要な児童の早期発見、早期療育へつなげるために、関係部局、関係機関との情報共有、連携に努め、障がい児が必要な療育を受けられるよう、児童通所支援の給付を行います。</li> </ul>                                                                                                                 | 子育て・健幸課<br>学校教育課<br>西部幼稚園<br>福祉課 |
| 健康管理・増進施策の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診、各種健診の受診率向上のため、継続して受診勧奨・啓発に努めます。</li> <li>・地域へ健幸づくりを広める健幸づくり推進員・健幸づくりサポーターの人材確保に努めるとともに、地域住民と連携した健幸づくりの実施を継続します。</li> </ul>                                                                                                                                                               | 子育て・健幸課                          |

| 医療・診療体制の整備・充実                 |        |
|-------------------------------|--------|
| ・障がい者が安心して利用できる病院の体制づくりに努めます。 | 羽島市民病院 |

| 精神障がい者医療の充実                                                 |                |
|-------------------------------------------------------------|----------------|
| ・保健所、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、精神障がい者が安定した地域生活を送ることができるよう支援を行います。 | 子育て・健康課<br>福祉課 |

| 難病患者の保健医療の充実                                                                                                                                           |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所と連携を図りながら相談支援が必要な方への対応を行います。</li> <li>・関係機関等との連携を図り、サービスを必要とする難病患者が地域で自立した生活ができるよう、必要なサービス支給します。</li> </ul> | 子育て・健康課<br>福祉課 |

| 医療費の公費負担の実施                                                   |       |
|---------------------------------------------------------------|-------|
| ・福祉課との連携を密にし、対象者の申請漏れがないよう案内を徹底します。また、広報紙等により制度の周知徹底を図っていきます。 | 保険年金課 |

| 地域リハビリテーション体制の整備                                                                                                              |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が安心して利用できる病院の体制づくりに努めます。</li> <li>・情報の収集に努め、県内事業所を紹介するなど、必要な情報の提供をします。</li> </ul> | 羽島市民病院<br>福祉課 |

| 発達障がい児・者施策の充実                                                                                                                                                                                                                                                     |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいのある児童生徒が増加し、通級指導教室での指導や個別的な対応が必要なケースが増えてきているため、個々の障がい特性に合わせた支援を行います。教室の増設、人員の確保に努めます。</li> <li>・保護者との合意形成を図る教育相談の充実を図るとともに、巡回相談やケース会での助言など専門家の支援に努めます。</li> <li>・個別の教育支援計画については、評価、見直しを行い、成長に合わせた支援を行います。</li> </ul> | 学校教育課 |
| 重度障がい者等（強度行動障がい、重症心身障がい等）への支援                                                                                                                                                                                                                                     |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障がい者が地域生活を送ることができるよう、障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、社会資源の整備に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                         | 福祉課   |

## 2 自立支援と社会参加の促進

### (1) 特別支援教育の充実

#### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

本市では、各学校において特別支援教育コーディネーターを位置付け、支援体制の整備を行っています。また、通常学級在籍の発達障がいのある児童生徒の増加にともない、通級指導教室の整備や個別に対応できるサポーター等の配置、障がい特性に配慮した支援の充実が課題となっています。

アンケート調査によると、幼稚園、保育園、認定こども園、学校に通っているかについて、「通っている」が身体障がいで7.9%、知的障がいで41.8%、精神障がいで7.3%となっています。

どのような学校等に通っているかについて、「普通校(小学校・中学校・高校)」が32.9%と最も高く、次いで「特別支援学校(小学部・中学部・高等部)」が30.1%となっています。

学校生活等で困っていることについて、「卒業後の進路が心配」が3割半ばと最も高くなっています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、関係機関との連携内容について、保護者に対して教育機関の現状、情報を教育委員会より発信する場の提供を実施しており、今後については、羽島市、羽島市内の療育施設や保育、教育施設の質を高めるために、研修や現状の把握を共有する場としての機会をつくるという意見がありました。

今後も、通級指導教室の整備や個別に対応できるサポーター等の配置、障がい特性に配慮した支援を充実する必要があります。

また、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要です。

さらに、地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

## 主な取り組み

| 障がい者の人権が尊重される教育の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次羽島市人権施策推進指針について、進捗状況を調査し、今後の方針について羽島市社会人権教育推進協議会等で報告・協議を進めます。</li> <li>・「ひびきあいの日」の実施や全教育活動を通して、人権教育の推進を図ります。</li> <li>・交流、共同学習、居住地校交流の充実を図り、共に学ぶ場の設定を行います。</li> <li>・授業等の相談・協力、福祉体験機器の貸出、広報紙での活動紹介、助成金の交付を行い、児童・生徒への福祉教育の推進を支援していきます。</li> </ul>                                    | 生涯学習課<br>学校教育課<br>市社会福祉協議会 |
| 幼児保育・教育の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各園の障がい児受入体制確保のために補助金等での支援を継続して実施していきます。</li> <li>・障がいの有無に関わらず、入園募集を受け付けます。</li> <li>・障がいの特性が複雑、多様化する中で、個別支援を安心、安全に進めるため、人員の確保を図ります。</li> <li>・一人ひとりの障がいの特性に応じた支援が行えるよう、職員の専門性を高める研修や関係機関との更なる連携に努めます。</li> </ul>                                                                       | 子育て・健康課<br>学校教育課<br>西部幼稚園  |
| 義務教育の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級在籍の発達障がいのある児童生徒の増加にともない、通級指導教室の整備や個別に対応できるサポーター等の配置、障がい特性に配慮した支援の充実を図ります。</li> <li>・一貫した支援の継続を図るため、移行期の引継ぎを確実にを行うシステムづくりを行います。</li> <li>・個別の教育支援計画の様式について、実用性の高いものにしていきます。</li> <li>・羽島特別支援学校との連携を図り、居住地校交流の充実を図るとともに、センター的機能を活用した専門性向上の研修や支援の在り方のサポートなど特別支援教育の充実を図ります。</li> </ul> | 学校教育課                      |

| 教育条件の整備                                                                                                                                           |                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学級、通級指導教室の整備、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援ができる人員の確保等を図ります。</li> <li>・ 特別支援学級や通級指導教室の増級等に柔軟な対応に努めます。</li> </ul> | 学校教育課<br>教育政策課 |

| 社会教育施設の整備                                                                                                                                                                                             |              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史民族資料館・映画資料館において、障がいのある方をはじめ、来館者が観覧しやすい環境を整備します。</li> <li>・ バリアフリー図書のさらなる充実を図ります。</li> <li>・ 特別支援学校や障害児通所支援事業所等に対し、図書館で利用できるサービスなどの情報提供の充実を図ります。</li> </ul> | 生涯学習課<br>図書館 |

| 障がい者の学習機会の充実                                                                                                                                                                                                                     |                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市主催による講演会等で手話通訳者を配置するなど、様々な立場の方の生涯学習の推進に努めます。</li> <li>・ 児童生徒の就学の場の決定にあたっては、丁寧かつ計画的な教育相談のもと、本人や保護者との合意形成を図ります。</li> <li>・ 地域スポーツに障がい者スポーツを取り入れ、さらに多くの障がい者スポーツを学ぶ機会を増やしていきます。</li> </ul> | 生涯学習課<br>学校教育課<br>スポーツ推進課 |

| 障がいや障がい者に対する理解の推進                                                                                                  |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人権を考える会」及び「人権作文コンクール」の開催を通して、人権についての理解の促進を図り、市民の人権意識の高揚に努めます。</li> </ul> | 生涯学習課 |

## (2) 雇用・就労への支援

### 現状と課題

障がいのある方の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の一つとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。障がいのある方が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

本市では、一般就労希望者には、ハローワークの障がい者雇用窓口の案内を行っており、また、福祉就労者については、事業所と連携を図る中で各種相談に対応し、支援に努めています。

アンケート調査によると、現在、仕事をしているかについて、「している」が身体障がい50.2%、「していない」が知的障がい59.1%、精神障がい68.3%と高くなっています。

雇用形態について、身体障がい「常勤（フルタイム）」が42.1%、「日雇い・臨時・パート・アルバイト」が33.1%、知的障がい「就労継続支援（B型）」が23.8%、精神障がい「就労継続支援（A型）」が37.5%となっています。

仕事をしていない理由について、「障がいや病気のために仕事ができない」が身体障がい44.5%、精神障がい62.5%と高くなっています。

どんな工夫・支援があったら仕事ができるかについて、「工夫・支援があっても、仕事をしたいと思わない」が身体障がい27.5%、「就労日数・時間を短くできればできる」が知的障がい25.0%、精神障がい28.2%となっています。

相談したいと思うことについて、「就労支援に関すること」が知的障がい3割半ばと高くなっています。

農福連携事業の認知度について、「知らない」が8割を超えており、就労意向については、「働きたい」が約2割となっています。

今後どのような障害福祉施策を充実すべきかについて、「雇用の援助・就労の場の確保」が知的障がい3割半ばとなっています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、羽島市が取り組むべき障害者施策については、障がい者雇用促進に向け、障がい者就労施設と農家のマッチング機会を求めるといった意見がありました。

今後も、企業と就労する障がいのある方とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

また、障がい者の雇用については、企業等に対し理解の促進及び啓発の働きかけを行い、障がい者雇用に対する気運の醸成を図ることが必要です。

## 主な取り組み

| 共に働く者としての理解促進                                                                                                                                                                                                                           |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率制度等について、パンフレット等の市窓口での配布や、羽島商工会議所への配布依頼などを通じ、市民及び事業者への啓発に努めます。</li> <li>・市ホームページに当該制度を掲載し、情報発信を図ります。</li> </ul>                                                                             | 商工観光課 |
| 働くことへのチャレンジ支援                                                                                                                                                                                                                           |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク等関係機関との連携を図り、職場開拓やアフターケアによる職場定着を図ります。</li> <li>・就労移行支援や就労継続支援等をステップアップとして、就労に必要な技能の習得を図り、その後の一般就労に繋がります。</li> <li>・障害者総合支援法の改正により、個々の能力や適性に合った就労につなげることを目的として、「就労選択支援」が開始予定です。</li> </ul> | 福祉課   |
| 企業等の取り組み促進                                                                                                                                                                                                                              |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽島特別支援学校と連携して、企業の理解増進につながる事業を実施します。</li> <li>・障がい者雇用について、商工会議所会報により啓発を行い、理解の促進に努めます。</li> </ul>                                                                                                 | 商工観光課 |
| 働き続けることへの支援                                                                                                                                                                                                                             |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民総合相談室での一般的な就業相談をはじめ、生活困窮者支援でのハローワークへの同行支援等を行います。</li> <li>・障がい者本人が自分で自分に合った働き方の選択ができるよう、関係機関等と情報共有、連携に努めます。</li> </ul>                                                                        | 福祉課   |
| 市職員採用の促進                                                                                                                                                                                                                                |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の達成に向けて職員採用に積極的に取り組むとともに、採用した職員の職場への定着を図るため、業務内容の検討や働きやすい職場づくりを進めます。</li> </ul>                                                                                                            | 職員課   |

| 農福連携の推進                                                                                                                                                                                                                  |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との協力により、特別支援学校生徒の就労実習の受入事業者として農業経営者が参加することを目指します。</li> <li>・ 関係部局及び関係機関・事業所と情報を共有しつつ、研修等に参加し情報収集に努めます。</li> <li>・ 農福連携事業に参加の希望がある場合については、適切な情報提供を行い、関係機関等へ繋がります。</li> </ul> | 農政課<br>福祉課 |

| 優先調達推進の推進                                                                                                                                                                 |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内に対し、優先調達推進法の目的等を周知し、優先的な調達に努めます。</li> <li>・ 授産製品の購入や役務を増やすことによって販路拡大の支援を図っていきます。</li> <li>・ 事業所の自主製品販売の機会を確保していきます。</li> </ul> | 福祉課 |

| 自営・起業・在宅就労の促進                                                                                 |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工会議所と連携して創業塾の開催やワンストップ相談窓口を実施し、創業を支援します。</li> </ul> | 商工観光課 |

### (3) 多様な活動の場の充実

#### 現状と課題

障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくためには、社会参加を困難にしている様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことが必要となります。

本市では、日中一時支援を提供する事業所が市内にできたこともあり、利用者が増加しています。

子育て世帯に向けては、ホームページや窓口等において、子育てサークルや支援団体の紹介を行っています。また、地域子育て支援拠点事業により、子育てに関する相談や研修、情報交換の場としての役割を果たしています。

アンケート調査によると、日頃、周囲の人に理解・協力してほしいことについて、「サークルや地域活動などに、障がい者も参加しやすくしてほしい」が知的障がいでは12.7%となっています。

今後も、障がい者の自立を支援していくため、身近な地域で多様な活動の場の充実を図っていくことが必要です。

#### 主な取り組み

| 地域における障がい児の活動への支援                                                                                                                                             |                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・親子の集える場の提供や子育てに関する相談、情報提供の充実を図っていきます。</li><li>・障がい児については、必要なサービス等の組み合わせにより、充実した地域生活ができるよう支援します。</li></ul>              | 子育て・健康課<br>福祉課 |
| 日中活動の場の整備                                                                                                                                                     |                |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・児童センターにおいて遊びの場の提供や講座、レクリエーション等を実施していきます。</li><li>・障がい児者の個々のニーズに応じて、日中活動系サービスの支給や地域活動支援センターなど、日中活動の場の確保を図ります。</li></ul> | 子育て・健康課<br>福祉課 |

## （４）社会生活力の向上支援

### 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じたサービスが受けられる環境づくりが重要です。

本市では、支援を必要とする障がい者が、自立した生活を送るために必要とする障害福祉サービスを支給し、障がい者の日常生活及び社会生活の支援を行っています。

障がい者の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、排せつ管理支援用具等の日常生活用具の給付をしています。

アンケート調査によると、障害福祉サービスを利用している人が3割を超えており、知的障がい・重複障がいを利用している人が多くみられます。また、どのような福祉サービスを利用しているかについて、「放課後等デイサービス」の割合が9.2%と最も高く、今後利用したい福祉サービスについて、「相談支援事業」の割合が7.9%と最も高くなっています。

現在利用している、又は、今後利用したい福祉サービスで利用しづらい点や不明な点について、「サービスを知らない」が23.8%となっており、今後も各サービスのさらなる周知が必要です。

また、障がい者の人権について特に問題があると思われることについて、「障がい者の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が約2割となっています。特に知的障がい・重複障がいを感じている割合が高くなっています。

今後も、地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、各種福祉サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

### 主な取組み

| 自立活動の支援                                                                                                                                                                 |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援を必要とする障がい者が、自立した生活を送るために必要とする障害福祉サービスを支給し、障がい者の日常生活及び社会生活の支援に努めます。</li><li>・ サービスの利用については、本人の意思決定を最大限に尊重するように配慮します。</li></ul> | 福祉課 |

| 福祉用具サービスの充実                                                                                                                                                                                            |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。また、貸与になじまない入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を支給します。</li> <li>・ 補装具や日常生活用具を給付するとともに、福祉用具に関する情報提供を行い、自立した地域生活の支援とニーズに応じた福祉用具等の普及促進を図ります。</li> </ul> | 高齡福祉課<br>福祉課 |

## (5) スポーツ・芸術文化活動・国際交流の推進

### 現状と課題

スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障がいのある方の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが重要です。

本市では、様々な障がい者に対するスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の場を提供するとともに、イベントの周知を図っています

アンケート調査によると、障がい者の人権について特に問題があると思われることについて、「スポーツや文化活動、地域活動等に気軽に参加できないこと」が5.6%となっています。

今後、特にどのような障害福祉施策を充実すべきであるかについて、「社会参加の支援」が5.6%となっています。

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある方の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある方の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

### 主な取組み

| スポーツ活動の推進                                                                                                                                                                                       |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ より多くの方に障がい者スポーツを体験してもらうために、羽島市内の総合型地域スポーツクラブと連携しボッチャ大会の周知を行うとともに、スポーツ関係のイベントを計画していきます。</li><li>・ 体育大会等の運営の補助や、スポーツ関係のイベントを障がい者等に周知し、参加を促進します。</li></ul> | スポーツ推進課<br>福祉課 |

| 芸術、文化、レクリエーション活動の推進                                                                                                                                                                              |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターでの催事を中心に、障がいのある方を含め、市民の方に文化・芸術に親しむ機会の拡充を図ります。</li> <li>・障がい者団体等が開催する文化活動を後援するなど、その活動を支援します。</li> <li>・イベント等についての周知方法を検討し、より一層の参加を促進します。</li> </ul> | 生涯学習課<br>福祉課 |

| 国際交流の推進                                                                                                                                  |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中学生及び高校生との連携により、市国際交流協会の事業の充実を図ります。</li> <li>・障がいのある方を含めた多くの方に参加いただけるような事業計画を推進します。</li> </ul> | 市民協働課 |

## Ⅲ 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上

### (1) コミュニケーション等サービスの充実

#### 現状と課題

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

本市では、市職員に手話奉仕員養成講座への参加を促し、窓口において手話での対応ができる体制の整備を図っています。また、市の広報紙等については、点訳・音訳を行うことで、障がい者に対しての情報の提供を行っています。

アンケート調査によると、地震や台風などの災害時に困ると思われることについて、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」が24.9%となっており、避難場所があれば、役に立つ、障がい特性に配慮していると思われるものについて、「絵カードなどのコミュニケーション支援のための道具」が12.7%となっています。どちらも知的障がいでの割合が高くなっています。

今後、特にどのような障害福祉施策を充実すべきであるかについて、「コミュニケーションについての支援」が4.5%となっています。

視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。

近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

## 主な取り組み

| コミュニケーション支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の手話奉仕員養成講座参加による手話の習得と、市役所窓口においては、手話や筆談など個々に合ったコミュニケーション手段による対応を行います。</li> <li>・遠隔手話通訳サービスの利用など機器等の活用により、いつでも窓口において手話でのコミュニケーションができる体制を整えます。</li> <li>・福祉活動を促進するため、ボランティアグループを支援するとともに、必要に応じて担い手の確保や育成を目指します。</li> </ul>                                                             | 福祉課<br>市社会福祉協議会        |
| 情報提供機能の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが、必要とする情報を得ることができる体制を整えます。</li> <li>・防災や災害対策については、障がい者に対しての周知を消防署と協力して行います。</li> <li>・広報紙や図書等の音訳や点訳に取り組むボランティア活動を支援するとともに、必要に応じて担い手の確保や育成を図ります。</li> <li>・ホームページに広報紙の音訳データを掲載し、視覚障がい者への情報提供の機能の充実を継続します。</li> <li>・バリアフリー図書や電子書籍、マルチメディア DAISY 図書等を充実させ、読書のバリアフリー化を推進します。</li> </ul> | 福祉課<br>市社会福祉協議会<br>図書館 |
| 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するに当たり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、情報アクセシビリティの向上や意思疎通の支援を充実します。</li> <li>・誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。</li> </ul>                                                                                                      | 福祉課<br>秘書広報課           |

## (2) IT活用による情報のバリアフリー

### 現状と課題

障がい者が生活や福祉に必要な情報を得る手段として、インターネットやITを活用した取得方法は重要となっています。

本市では、多く障がい者がIT活用の成果を享受できるよう、「情報バリアフリー社会」の実現を目指しています。

アンケート調査によると、福祉に関する情報は何かから知るかについて、「病院や福祉施設」が26.0%と最も高く、次いで「インターネット」が19.5%、「市の広報」が18.5%となっています。また、福祉に関する情報の入手について困っていることとして、「どこに情報があるかわからない」が33.3%、「情報の内容がむずかしい」が18.0%、「パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」が7.9%となっており、伝わりやすい情報の提供が求められます。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、今後の取組みについては、SNSやZOOMを利用しながら遠い場所においても相談できるシステムづくりという意見がありました。

今後も、障がいのある方やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある方が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報のバリアフリー化を図っていく必要があります。

### 主な取組み

| 情報バリアフリーの推進                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じて「羽島市アクセシビリティガイドライン」の改正等を行います。</li><li>・「はしメール」への登録を促し、音声情報として「テレホンサービス」の案内も行っていきます。</li><li>・年に1回のアクセシビリティ簡易検査を継続し、問題個所の修正を行います。</li><li>・ホームページのリニューアル時には、検索性が高くユニバーサルデザインを意識した構成とします。また、テキストを読みやすくするためユニバーサルデザインのフォントを導入します。</li></ul> | 危機管理課<br>秘書広報課 |

## 4 安全・安心な生活環境の充実

### (1) バリアフリー化の推進

#### 現状と課題

障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することが重要です。

本市では、バリアフリーに配慮した公園の整備やコミュニティバスの導入をしています。また、新庁舎においてはユニバーサルデザインの導入や『思いやり駐車場』の整備等により誰もが利用しやすい庁舎を目指しています。

アンケート調査によると、「ほとんど毎日外出する」が44.0%と最も高くなっています。

差別や嫌な思いと感じた理由について、「施設などがバリアフリー化されていない」や職場で困っていることについて、「バリアフリーになっていない」などの意見があがっています。

また、障がい者の人権について特に問題があると思われることについて、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」が20.0%となっており、今後、特にどのような障害福祉施策を充実すべきであるかについて、「バリアフリーのまちづくり」が15.2%となっています。どちらも身体障がいを感じている割合が高くなっています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、施設のバリアフリー化が進んでいないという意見がありました。

障がいのある方を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や生活道路、歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

## 主な取り組み

| 都市基盤の整備                                                                                                                                                                              |                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園改修工事について、対応可能なものについてはバリアフリーを考慮し実施していきます。</li> <li>・新規に整備する公園について、バリアフリーを考慮し整備することを検討します。</li> <li>・特定道路についてはバリアフリーを考慮し整備していきます。</li> </ul> | 都市計画課<br>土木監理課    |
| 移動手段の整備                                                                                                                                                                              |                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス車両を更新する際には、ノンステップバス車両・バリアフリー基準を満たすバス車両を選定していきます。</li> <li>・対象者を障がいのある方に限定せず、幅広く車いすを利用する方に福祉車両の貸出を継続します。</li> </ul>                   | 生活安全課<br>市社会福祉協議会 |
| 公共施設の整備                                                                                                                                                                              |                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎において、社会情勢や時代のニーズに合わせ、必要な機能があれば、整備できるように努めます。</li> </ul>                                                                                   | 管財課               |

## (2) 多様な住まいの整備

### 現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

本市では、自立した生活の促進や介護者の負担軽減を図るため、住宅改修に要する費用の一部を助成しています。

アンケート調査によると、近い将来（5年以内）をどのように暮らしたいかについて、「自宅で暮らしたい」が7割超えと最も高くなっています。

障がいのある方が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。

### 主な取組み

| 地域における住まいの場の確保                                                                                                                                                                                                                                                                                           |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた地域の基盤整備を推進します。</li><li>・障がい者の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進するとともに、重複障がいを含め関係機関の要望に沿った体制の充実を図っていきます。</li><li>・重度の障がい者など施設での支援を必要としている障がい者や現在施設入所しており、引き続き施設での生活を希望する者に対して、必要な情報提供、適正なサービスの支給を行います。</li></ul> | 福祉課          |
| 住宅改善の支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |              |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・要支援、要介護認定者を対象に、住宅改修を行った際に、20万円を上限に費用を支給します。</li><li>・65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない在宅高齢者に対し、住宅改修に要する費用の一部（上限5万円）を助成します。</li><li>・障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業内における住宅改修費（手すりの設置、段差の解消等）として、20万円を上限に支給し、障がい者の居宅生活の支援を図ります。</li></ul>                                      | 高齢福祉課<br>福祉課 |

### (3) 防犯・防災対策の整備

#### 現状と課題

災害時に障がいのある方など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

本市では、総合防災訓練の実施や自主防災組織リーダー研修を行い、防災知識の普及及び啓発に努めています。

アンケート調査によると、避難するときに何らかの支援（助け）が必要かについて、「必要である」が身体障がいで43.2%、知的障がい57.3%、精神障がい35.4%と高くなっています。また、羽島市における避難行動要支援者名簿の認知について、「知らない・わからない」が7割と最も高くなっています。

地震や台風などの災害時に困ることについて、身体障がい「安全なところまで、すぐに避難することができない」が40.7%、知的障がい「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」、精神障がい「必要薬が手に入らない、治療を受けられない」が52.4%とそれぞれ高くなっています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、防災対策について、実施している事業所・団体が多く、具体的な内容については、避難訓練、非常食の備蓄という意見がありました。

今後も、災害発生時に避難に支援が必要な障がいのある方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。また、避難行動要支援者名簿の周知を図っていくことが必要です。

さらに、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

そして、すべての人が安全に安心して生活できるよう、防犯対策においても障がい者に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化するなど地域における防犯対策を推進する必要があります。

## 主な取り組み

| 防災対策の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合防災訓練、自主防災組織リーダー研修会及びワークショップ等を実施し、地域での防災意識の醸成と防災知識の普及啓発に努めます。</li> <li>・ 65 歳以上の独居生活者を対象に、緊急時に親族等へ簡単に連絡が取れる緊急通報システムサービスを提供します。</li> <li>・ 災害ボランティアセンターの運営にあたり、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関・団体と良好な関係を維持し、災害時における連携・協力体制を図ります。</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿の整備を実施するとともに、更新作業と個別計画の策定を推進します。</li> <li>・ 福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮の促進を図ります。</li> </ul> | 危機管理課<br>高齢福祉課<br>福祉課      |
| 安全なまちづくりの推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の福祉活動は、支援が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者に対する取り組みが重視されがちです。引き続き、障がいのある方への福祉課題についても積極的に情報発信して、意識を向けてもらえるよう地域の方々に働きかけていきます。</li> <li>・ 警察や当事者団体、福祉施設との連携の促進等により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。</li> <li>・ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済のために、消費生活相談を実施するとともに、法律相談や法テラスの紹介を行い、相談体制の整備を図ります。</li> </ul>                                                                               | 市社会福祉協議会<br>福祉課<br>市民総合相談室 |

## 5 差別の解消及び福祉の推進

### (1) 差別の解消の促進

#### 現状と課題

すべての市民に対し、障がい者やノーマライゼーションに対する理解と認識を深める必要があります。「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障がいのある方の権利を擁護する体制づくりが進められています。

本市では、広報等により障がい者週間の市民への周知や障害者差別解消法に関連して、配慮マニュアルの庁内での周知とホームページでの啓発やパンフレットの作成、配布を行っています。

アンケート調査によると、成年後見制度をどの程度知っているかについて、「制度の名前も内容も知らない」が身体障がい者で33.6%、知的障がい者で42.7%、「制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が精神障がい者で40.2%、重複障がい者で50.0%と高くなっています。

また、「障害者差別解消法」の認知について、「名称も内容も知らない」が7割と最も高く、次いで「名称は知っているが、内容は知らない」が1割超えとなっています。

障がいや病気に対する正しい理解のためには、何が必要だと思うかについて、「福祉教育の充実」が43.1%と最も高く、次いで「障がいのある人もない人もともに参加できる行事を増やす」が31.3%、「テレビ・ラジオを利用した啓発活動」が21.0%となっています。

障がい者当事者においても、制度や法律などの認知度が低く、制度の理解の促進を行い、自身の権利の実現や必要な場合に支援につながるよう、周知を図っていくことが必要です。

今後も、障がいのある人となない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取り組みが必要です。

## 主な取り組み

| 啓発・交流活動の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権への理解と認識を深めるため、「人権を考える会」及び「人権作文コンクール」を開催するとともに、広報誌や市ホームページ・SNSを活用した情報提供に努めます。</li> <li>・ホームページや広報誌等を通じて、権利擁護に関する情報の発信に努めます。随時新しい情報に更新します。</li> <li>・事業所等と連携し、利用者や相談者に対する相談に応じるとともに、情報提供に努めます。</li> <li>・障がいのある方への理解を広げるため、障がい者福祉施設の利用者と地域住民の交流活動を継続するとともに、こうした取り組みを行う支部社協を支援します。</li> </ul>                                                                                                                    | 生涯学習課<br>福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 障がいや障がい者に対する理解の推進（事業所への働きかけ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページや広報等により、障がい者週間を市民に周知します。</li> <li>・幼少期からの交流や教育により、障がい者等に対する理解促進を図ります。</li> <li>・障害者差別解消法に関連して、配慮マニュアルの庁内での周知とホームページでの啓発やパンフレットの作成、配布を行います。</li> <li>・職員の接遇を含めた対応の向上について、関係部局と連携して取り組みます。</li> <li>・岐阜県等と協力のもと、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図っていきます。</li> <li>・年1回の「ボッチャ」の体験のほか、「ゴールボール」や「モルック」などの種目を加えて開催回数を増やし、スポーツを通じて障がい者への理解を深める機会を拡充します。</li> <li>・障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、事業所・学校等への啓発活動を推進していきます。</li> </ul> | 福祉課<br>市社会福祉協議会          |

## (2) 福祉人材の養成、確保

### 現状と課題

介護・福祉サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供するための人材が求められています。各事業者においても定期的な雇用に努めていますが、人材の確保が大変厳しい状況が続き、人材の確保及び職場定着に向けた対策が喫緊の課題となっています。

本市では、手話通訳者になる前提条件である、手話奉仕員養成講座を実施しています。また、手話活動をするボランティアグループ等への活動支援を行っていますが、障がい者の支援や、障がい者を取り巻く課題の改善を主目的としたボランティアグループは極めて少ない状況となっています。

アンケート調査によると、地域で生活していく上で最も充実してほしいと思う支援機能について、「専門性を持った人材の配置」が13.1%となっており、特に重複障がいでの割合が高くなっています。

市内の事業所や団体に対するヒアリング調査によると、人材不足に課題を感じているという意見が多くありました。

今後も、障害福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、職員研修を行うとともに、手話通訳者をはじめとする人材の育成に努める必要があります。

また、介護・福祉人材の確保を進めるため、若年層を含む幅広い年代が福祉の仕事に興味・関心を持ち、直接障がい者と交流するような地域交流の場や体験型学習、職場体験等を行い、障がいのある方とのふれあいを通し、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要です。

### 主な取組み

| 人材養成の充実                                                                                                                                                                                                                                                                     |                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・研修の受講等を通じて人材の養成を図るとともに、職員の自発的な学びを資格等取得助成金により支援します。</li><li>・手話奉仕員養成講座を開催し、手話通訳者の増加や手話や障がいに対する理解が進むよう取り組んでいきます。</li><li>・地域において、障がいのある方への福祉課題についても積極的に目を向けてもらえるよう継続的に働きかけていきます。</li><li>・福祉に携わるボランティア団体、NPO 団体の活動を支援していきます。</li></ul> | 職員課<br>福祉課<br>市社会福祉協議会 |

### (3) 地域福祉の推進

#### 現状と課題

地域福祉における地域共生社会の考え方（誰もが支援の受け手、支え手という関係性を越えてつながる考え方）は、持続可能な地域づくりを実施する上で重要な視点となっています。

本市では、地域で福祉活動に携わる民生委員・児童委員等に、障がいについての理解を深めてもらうと共に、日々の活動を通じて地域に広めてもらうことにより、ノーマライゼーション理念の浸透を図っています。

アンケート調査によると、日頃、周囲の人に理解・協力してほしいことについて、「障がいや病気のことを理解してほしい」が58.2%と最も高く、次いで「困っているときに、介助や手助けをしてほしい」が39.3%、「障がいのない人が障がい者用駐車場に車を停めないでほしい」が33.5%となっており、地域において障がいや病気に対する理解促進が求められます。また、地域で生活していく上で最も充実してほしいと思う支援機能について、「地域の体制づくり」が10.7%となっています。

今後、共生社会の実現に向けて、地域住民がお互いに支え合って暮らしていくことができるような地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

#### 主な取り組み

| 多様な分野での地域福祉の促進                                                                                                                                                                                                                                     |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉分野の各個別計画との調整を図ることで、市全体として地域福祉施策を推進します。</li><li>・地域の福祉活動は、支援が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者に対する取組みが重視されがちです。地域において、障がいのある方への福祉課題についても積極的に目を向けてもらえるよう、継続して働きかけていきます。</li><li>・障がい者団体等の育成を図り、その自主的な活動の側面的支援をします。</li></ul> | 福祉課<br>市社会福祉協議会 |
| 推進体制の整備                                                                                                                                                                                                                                            |                 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・市民協働事業や出前講座等により、地域住民自らが地域の問題解決について考える意識づくりを推進します。</li></ul>                                                                                                                                                 | 福祉課             |

## (4) 調査研究の推進

### 現状と課題

今後も、障がい者実態調査やヒアリング調査による、市民の福祉ニーズ等の把握に努めるなど、本計画の実施状況を評価し、障害者施策を推進していく必要があります。

### 主な取り組み

| 調査研究の推進                                   |     |
|-------------------------------------------|-----|
| ・市の現状に沿った福祉施策を実施するため、各福祉分野における調査研究を推進します。 | 福祉課 |

## 1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握できていない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが重要です。

そのため、広報紙や各種パンフレット、ホームページなどの様々な広報媒体を活用し、制度の周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるために本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを認め、地域住民同士が支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

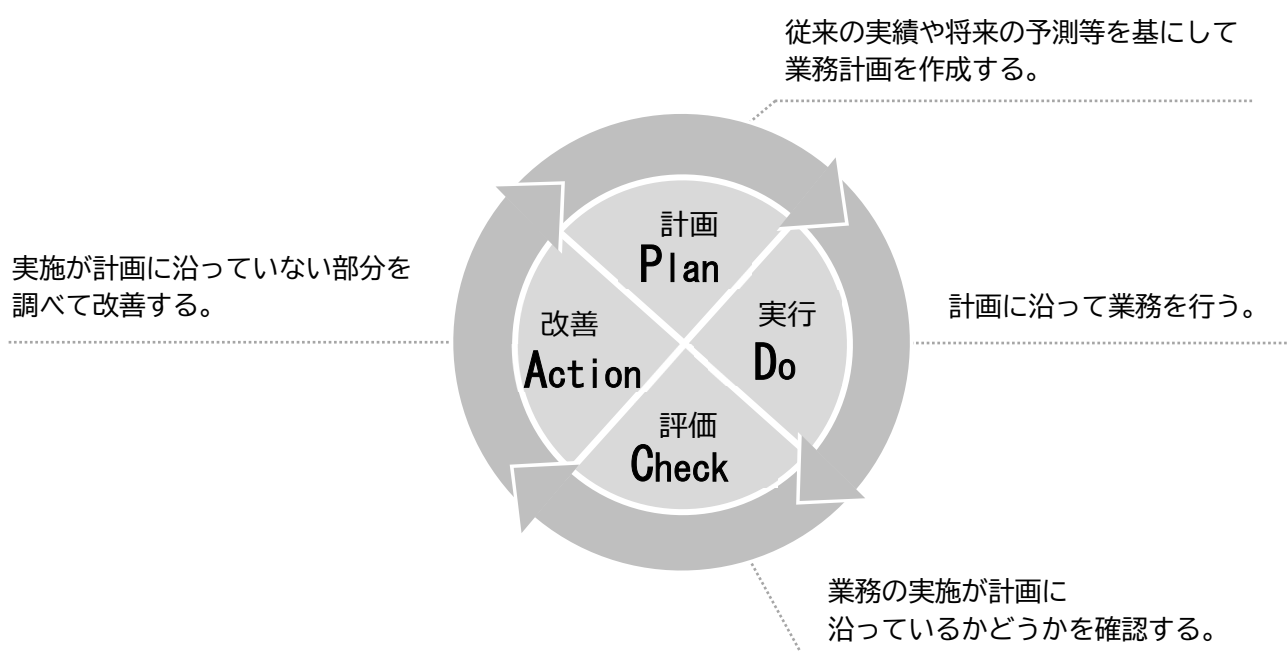
## 2 関係機関等の連携

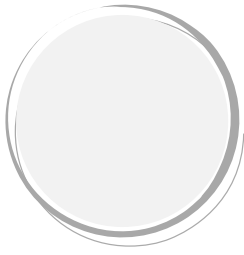
障がい者関連団体やボランティア・事業所・社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との協働を進め、各種事業の推進を図ります。

### 3 計画の評価・進捗管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価し、評価結果の公表を行い、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を進めます。

なお、6年間の計画期間中に、本市や障がい者を取り巻く社会経済環境の変化が、障がい者のニーズ等に影響を与え、障害福祉をめぐる行政需要も大きく変わる等の事態が発生した場合には、効果的に障害福祉行政を推進していくため、国や県の動向を見極めながら、必要に応じて中間での見直しを行います。





## 参考資料

### Ⅱ 1 羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく障害児福祉計画（以下「障害者計画・障害福祉計画」という。）を策定し、本市における障害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （組織等）

第2条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 障害者及びその家族
- （3） 福祉・医療関係者
- （4） 公募

3 委員の任期は、計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会長及び副会長）

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第4条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会等)

第5条 委員会は、特定の事項を調査及び研究させるため、必要に応じ、専門部会を設けることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健幸福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

## 2 羽島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

| 区 分<br>(要綱第2条2)  | 氏 名     | 役職名                               | 備考  |
|------------------|---------|-----------------------------------|-----|
| (1)<br>識見を有する者   | 金森 更二   | 羽島市自治委員会連絡協議会                     |     |
|                  | 伊藤 克巳   | 羽島市社会福祉協議会常務理事                    | 副会長 |
| (2)<br>障害者及びその家族 | 森 重雄    | 羽島市身体障害者福祉協会長                     |     |
|                  | 馬場 まさ子  | 羽島市障害児(者)を守る会長                    |     |
|                  | 川尾 こず枝  | 羽島市手をつなぐ親の会理事長                    |     |
| (3)<br>福祉・医療関係者  | 勅使川原 未央 | 羽島市民病院 社会福祉士                      |     |
|                  | 浅井 廣志   | 羽島市民生委員児童委員協議会<br>会長              | 会長  |
|                  | 勝 尚志    | 社会福祉法人万灯会生活サポート<br>はしま相談支援センター管理者 |     |
|                  | 川合 宗次   | 社会福祉法人岐阜羽島ボランティア<br>協会理事長         |     |
|                  | 豊田 雅孝   | 社会福祉法人豊寿会あいそら羽島<br>統括施設長          |     |
|                  | 永納 香子   | 羽島市発達支援センターもも<br>管理者              |     |
| (4)<br>公 募       | 伊藤 文代   |                                   |     |
|                  | 太田 富美子  |                                   |     |

羽島市障害者計画（令和6年度～令和11年度）

令和6年3月発行

編集・発行

羽島市健康福祉部福祉課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

TEL：058-(392)-1111

FAX：058-(394)-0025